

三木町障がい者プラン

(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)

2024(令和6)年3月

香川県 三木町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 香川県の方針	5
(4) 計画の期間	5
2 法令・制度改正等の動き	6
(1) 障害者総合支援法等の一部改正	6
(2) 児童福祉法の一部改正	7
(3) 障害者差別解消法の一部改正	7
(4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行と	7
成年後見制度利用促進基本計画	7
(5) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	7
(6) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	8
(7) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	8
(8) 障害者基本計画（第5次）の策定	8
(6) 基本指針の見直しについて	9
3 計画の策定・推進体制	11
(1) 策定体制	11
(2) 推進体制	12

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯	16
(1) 人口の状況	16
(2) 世帯の状況	17
2 障害者手帳等の所持者数	18
(1) 身体障がい者	18
(2) 知的障がい者	19
(3) 精神障がい者	20
3 地域資源の状況	21
(1) 障がい福祉サービス等提供事業所	21
(2) 相談支援	23
4 アンケート調査の概要	24
(1) 実施概要	24
(2) 身体障がい者アンケート調査結果概要	25
(3) 知的障がい者アンケート調査結果概要	33
(4) 精神障がい者アンケート調査結果概要	41
(5) 集計結果から見える課題	47

第3章 基本的な考え方

1 基本理念.....	51
2 基本目標.....	51
3 障がい児・者について.....	53

第4章 施策の展開

1 支え合う町民意識の醸成.....	57
(1) 啓発活動の推進.....	57
(2) 相互理解と交流の促進.....	58
(3) 相互援助活動の促進.....	59
2 地域での生活を支援する体制づくり.....	60
(1) 情報提供・相談体制の充実.....	60
(2) 保健・医療サービスの充実.....	61
(3) 障がい福祉サービスの充実.....	62
3 社会活動への支援.....	64
(1) 雇用・就労機会の拡大.....	64
(2) 文化・スポーツの振興.....	65
(3) 外出や移動の支援.....	66
4 障がい児の健やかな育成のための支援の充実.....	67
(1) 早期療育の充実.....	67
(2) 学校教育の充実.....	68
(3) 社会教育の充実.....	69
5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進.....	70
(1) 生活環境の整備.....	70
(2) 防犯・防災対策の確立.....	71

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの利用状況.....	75
(1) 障がい福祉サービス利用者数の推移.....	75
(2) 利用人数・利用量の推移.....	76
2 地域生活支援事業等の利用状況.....	80
(1) 必須事業.....	80
(2) 任意事業.....	83
(2) 地域生活促進事業.....	85
3 障がい福祉サービスの見込量.....	86
(1) 訪問系サービス.....	86
(2) 日中活動系サービス.....	87
(3) 居住系サービス.....	89
(4) 相談支援.....	89
(5) 障がい児支援.....	90
4 地域生活支援事業等の見込量.....	91
(1) 必須事業.....	91

(2) 任意事業	95
(3) 地域生活支援促進事業	96
(4) 地域障害児支援体制強化事業	97
(5) 医療的ケア児等総合支援事業	97

第6章 成果目標

1 2026(令和 8)年度末の目標	100
(1) 施設入所者の地域生活への移行	100
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	101
(3) 地域生活支の充実	101
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	102
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	103
(6) 相談支援体制の充実・強化等	104

」

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国は平成 14 年に、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現をめざし、「障害者基本計画」を策定し、平成 24 年度までの 10 か年に対する障がい者施策の基本的方向について決めました。その後、平成 18 年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。こうして障がい者に対して適切なサービスを提供できる体制を関連機関と共に構築することとなりました。

平成 25 年には、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）が施行されました。この約 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成 26 年 1 月に批准されました。

平成 28 年度には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行されました。そして令和 3 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和 6 年 4 月より同法が施行されます。これにより、障害者等に対する「合理的配慮の提供」が事業者に対しても義務化されました。

令和 5 年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法、並びに関係法律が改正され、2024(令和 6)年度から施行されます。障がい者が自ら望む地域で自立した生活を営むことができるような支援や、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進等、地域共生社会の実現に向けてサービスの質の確保・向上等、環境整備が行われます。

香川県では、平成 15 年 3 月に「かがわ障害者プラン～ともに生きるかがわに向けて～」を策定し、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに支え合い、心豊かに過ごせるふるさとかがわの実現に向けさまざまな障がい福祉施策に取り組んできました。その後も、国の動きを踏まえつつ、計画の見直しを重ね、2023(令和 5)年度には「第 7 期かがわ障害者プラン」を策定します。

本町でも、こうした国や香川県の障がい福祉施策に係る制度及び法律の改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に障がい福祉施策が取り組まれることが求められています。そこで、本町では「三木町障がい者プラン（令和 3 年度～令和 5 年度）」が本年度で計画期間満了を迎えることから、「障がい者がその人らしく、地域で共生できるまちへ」を基本理念とした、「三木町障がい者プラン（2024(令和 6)年度～2026(令和 8)年度）」を策定します。

また、この計画は三木町の総合計画やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

(2) 計画の位置づけ

①法的位置づけ

「三木町障がい者プラン」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本町の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

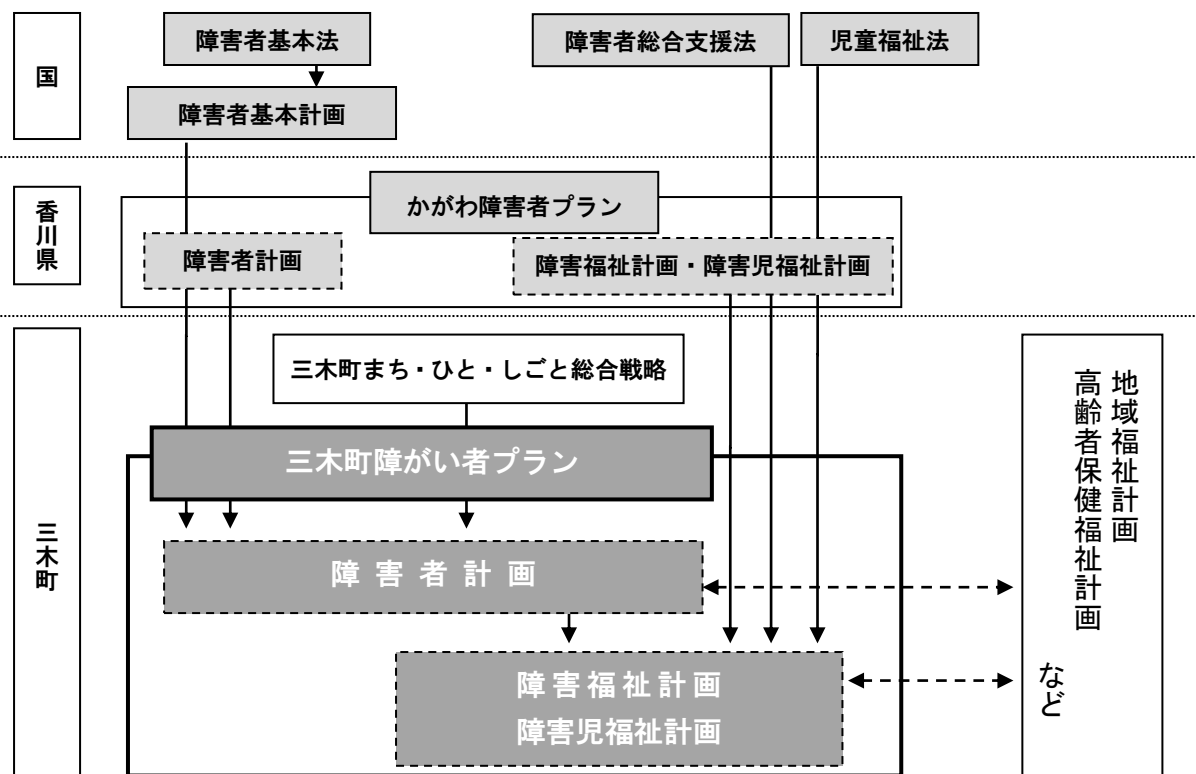
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「障害者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づくもので、厚生労働大臣が定める「障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

②関連計画との整合性

本町の上位計画である「三木町まち・ひと・しごと総合戦略」・「三木町地域福祉計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表 計画の位置づけと関連計画



(3) 香川県の方針

香川県では令和6年3月に、「障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら、笑顔で安心していきいきと暮らせるかがわを実現する」を基本理念に「第7期かがわ障害者プラン」を策定します。

「かがわ障害者プラン」では「障害者の自己決定の尊重および意思決定の支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「ライフステージや施策分野間における切れ目のない支援」の3つを横断的視点としています。

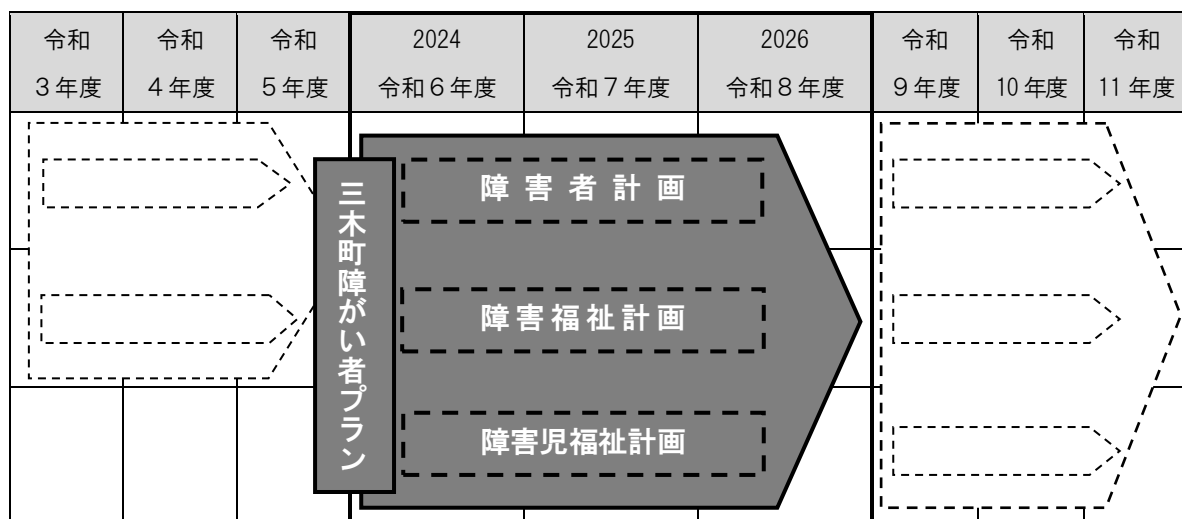
また基本目標として、障害の有無にかかわらずお互いに尊重し合う社会をめざし「障害の理解促進と権利擁護」、住み慣れた地域で、障がい者が自分らしく暮らせる社会をめざし「地域での生活支援」、障がい者が積極的にいきいきと暮らせる社会をめざし「就労、教育、社会参加の促進」、障がい者が安心して健やかに暮らせる社会をめざし「安心・安全な生活を支える環境の整備」の4つを掲げ、県の障がい者施策をより総合的・計画的に推進しています。

(4) 計画の期間

「三木町障がい者プラン」(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)は、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表 計画期間



2 法令・制度改正等の動き

(1) 障害者総合支援法等の一部改正

令和4年12月に「障害者総合支援法等一部改正法」が公布され、令和6年4月に施行されます。それに合わせて、精神保健福祉法や児童福祉法、障害者雇用促進法等の関係法律も改正されます。市町村が関連する主な改正内容は、以下のとおりです。

項目	主な内容
趣 旨	障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、必要な措置を講ずる。
1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 【障害者総合支援法・精神保健福祉法】	(1) 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退所後の相談等が含まれることを法律上明確化する。 (2) 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。 (3) 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 【障害者総合支援法・障害者雇用促進法】	(1) 就労アセスメント（就労系サービス利用意向がある障害者と協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。 (2) 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。 (3) 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給法方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 【精神保健福祉法】	(1) 家族が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者についても一定期間ごとの入院の要件の確認を行う。 (2) 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う「入院訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。 (3) 虐待防止のための取り組みを推進する。

（２）児童福祉法の一部改正

児童福祉法の一部を改正する法律が令和４年６月に成立し、令和６年４月１日に施行されます。障害福祉分野における主な改正点は、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児支援ができるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）を一元化します。また、障害児入所施設に２２歳まで入所継続が可能となります。

（３）障害者差別解消法の一部改正

障害者差別解消法（平成２８年４月施行）施行３年後の見直しを経て、令和３年６月に「改正障害者差別解消法」が公布され、令和６年４月に施行されることとなりました。今回の改正により、これまで努力義務だった事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。また、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置がなされる方向性です。

（４）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行と

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成２８年５月に施行されており同法律に基づき成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。令和４年３月には「第２期成年後見制度利用促進計画」が閣議決定されました。

この計画は令和４年度から令和８年度の５年間を対象期間として作成され、各市町村はこの成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域において取り組み等を実施していくことになります。

（５）障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和４年５月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行されました。

コミュニケーションの方法は障がいの種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など情報を取得する手段を選べるようにすることが規定されています。

（６）聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、令和２年１２月より「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行されました。国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置が行われています。そして電話リレーサービスは令和３年７月から開始されています。

（７）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

改正社会福祉法が令和３年４月に施行されました。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等、重層的な支援体制整備を行っていくことになります。

（８）障害者基本計画（第５次）の策定

障害者基本法に基づく、障害者基本計画（第５次）が策定され、令和５年３月に閣議決定されています。共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、基本的な方向性を定めることを基本理念に策定され、令和５年度から令和９年度までの５年間の計画の対象期間となっています。

（６）基本指針の見直しについて

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和５年度末までであることから、令和６年度を初年度とする第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国では令和４年１０月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、令和５年２月２７日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。基本指針の見直しの主なポイントは、以下のとおりです。

【① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援】

障害者等の自立支援の観点から入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続に対応したサービスの提供体制を整備していく。また重度化、高齢化した障害者に対しても適切な意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域生活への移行を実現できるようにサービスの提供体制を確保する。また、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて地域生活支援拠点のさらなる機能強化を行っていく。

【② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブな社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえて精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

【③ 地域生活支援の充実】

市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、運用状況の検証・検討を行う。また、強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが新しく追加された。

【④ 福祉施設から一般就労への移行等】

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

【⑤ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の構築を目指すため、令和８年度までに児童発達支援センターを市町村に一カ所以上設置することを基本とする。また、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら令和８年度末までに障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制を構築する。

重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握するとともに地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図る。

【⑥ 地域における相談支援体制の充実強化 】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が新たに追加された。

【⑦ 障害者等に対する虐待の防止 】

市町村においては住民等からの虐待に関する通報があった場合には、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制をとることが必要である。特に初動対応の方針決定や虐待の認定を判断する場合には管理職が参加し、組織的な判断及び対応を行うべきことに留意する必要がある。

相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業者等と連携した未然防止及び早期発見の体制づくりや、一時保護に必要な居室の確保、成年後見制度を活用した権利擁護の取組を実施していくことが望ましい。

【⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組 】

社会福祉法に基づく市町村の包括的支援体制構築の推進に取り組む。その際、市町村は地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画とも連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

【⑨ 障害福祉サービスの質の確保 】

都道府県による相談支援専門員等への「意思決定支援ガイドライン」等を活用した研修等の実施を活動指標に追加。また「意思決定支援ガイドライン」普及啓発にも取り組む。

【⑩ 障害福祉人材の確保・定着 】

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

【⑪ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 】

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

【⑫ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 】

障害福祉計画等において難病患者が障害者総合支援法の給付の対象になっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の意見を踏まえる。

3 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

①三木町障がい者プラン策定委員会

関係団体の代表や有識者、一般住民等からなる「三木町障がい者プラン策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきます。

②事務局

三木町福祉介護課福祉長寿係が事務局となり、「三木町障がい者プラン策定委員会」の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般に係る事務を行います。

③協議会

「三木町障がい者プラン策定委員会」には障害者総合支援法に基づく「協議会」も加わり、障がい者の生活に密接な圏域における広域的な施策・事業との整合も図りながら進めていきます。

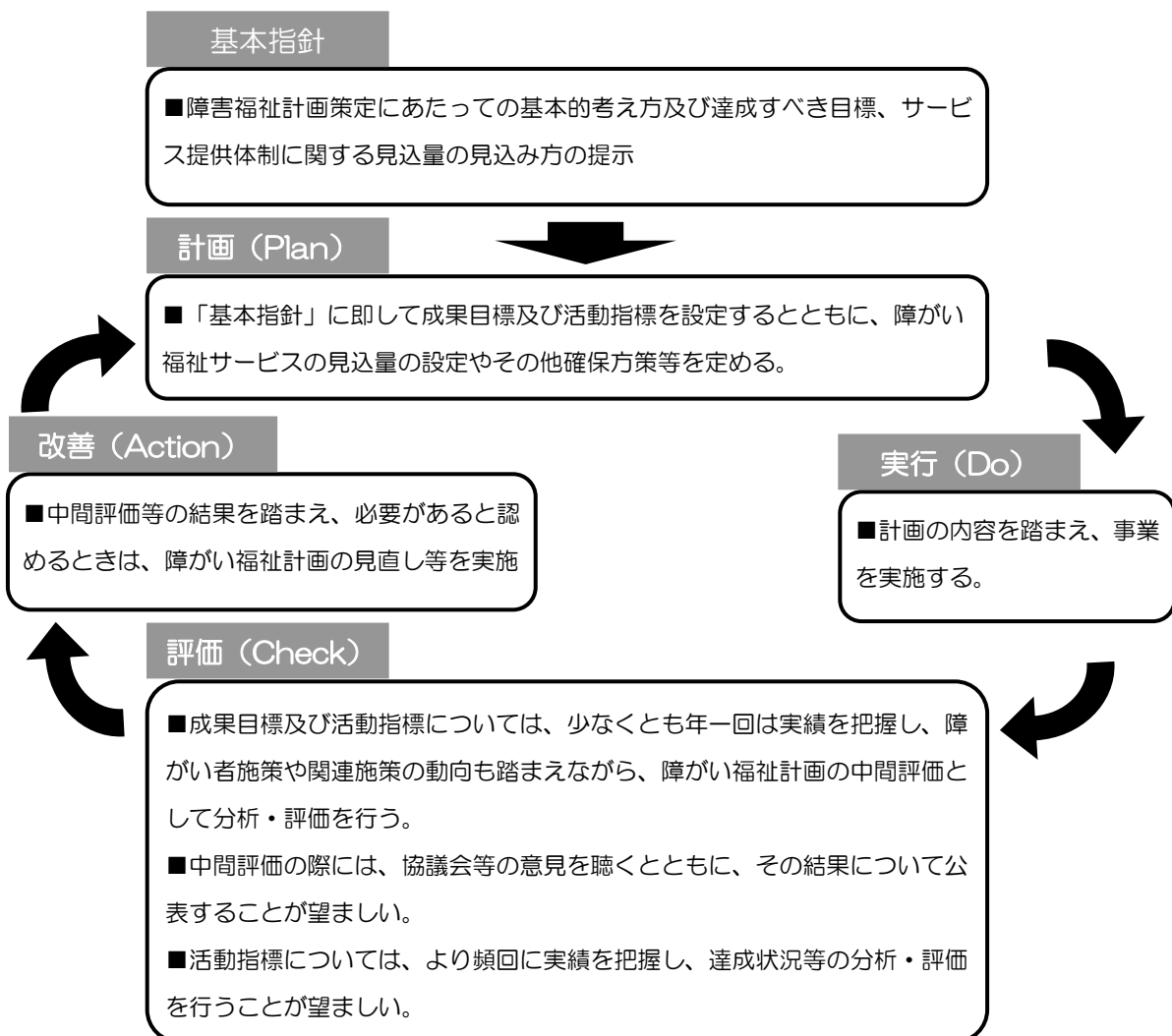
(2) 推進体制

①町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら本計画を推進します。

また、障害福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、三木町障がい者プラン策定委員会において、本計画の実施状況を点検・評価します。

障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



②圏域での連携

現在、高松・三木町・直島町・さぬき市・東かがわ市の３市２町が東部障害保健福祉圏域となっています。高松圏域地域自立支援協議会（高松市・三木町・直島町）と大川圏域地域自立支援協議会（さぬき市・東かがわ市）が連携して、地域の課題についての検討や社会資源の開発を行っていく必要があります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、町の広報誌やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

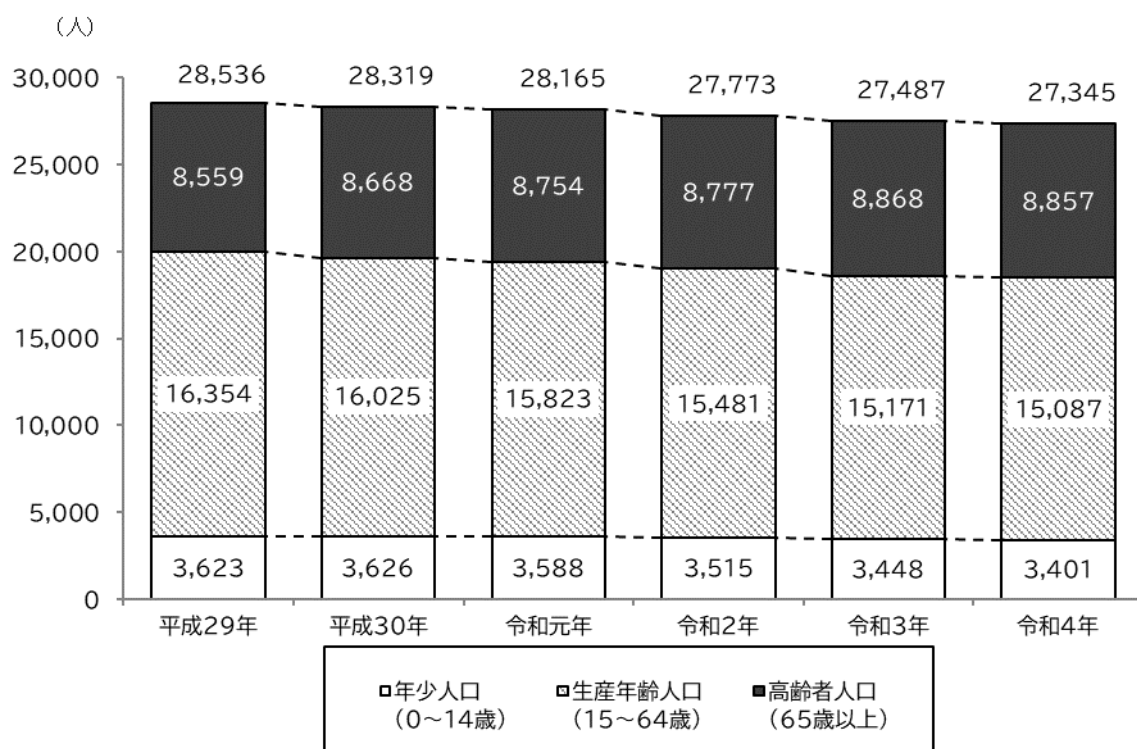
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本町の人口は、令和4年10月1日現在で27,345人です。平成29年以降、徐々に減少傾向であり、平成29年以降の令和4年までの5年間で1,191人減少しています。

年齢別にみると、高齢者人口は増加傾向にある一方、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

年齢3区分別人口の推移



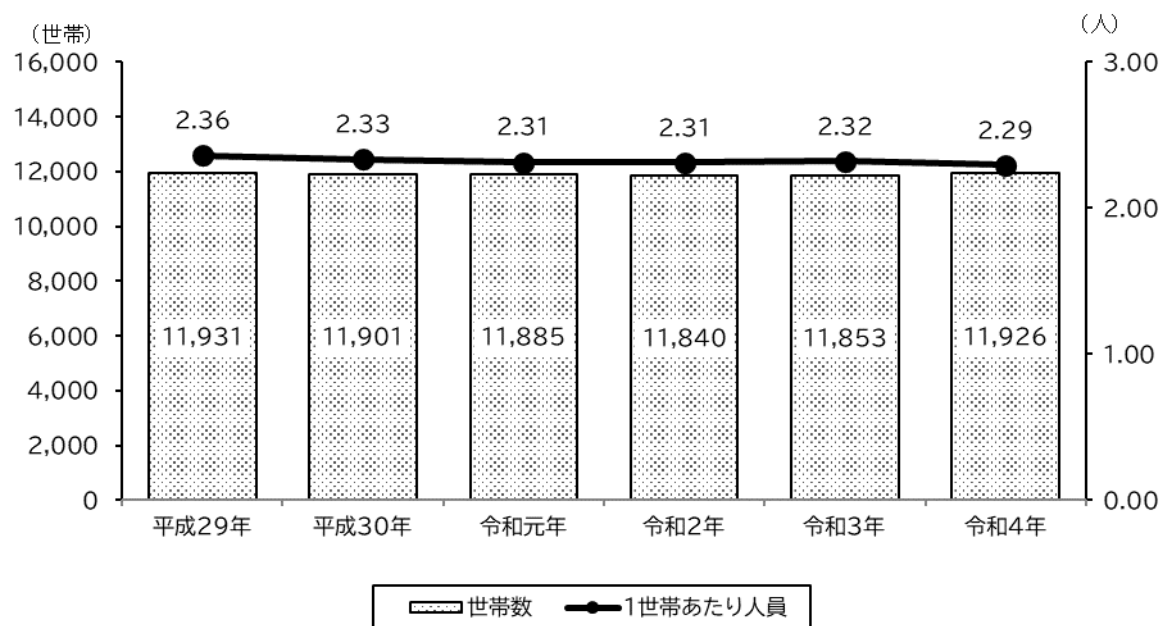
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

（２）世帯の状況

本町の世帯数は、令和４年１０月１日現在で 11,926 世帯となっており、平成 29 年以降横ばい傾向です。

１世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成 29 年の 2.36 人から令和４年には、2.29 人となっています。核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。

世帯数及び１世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

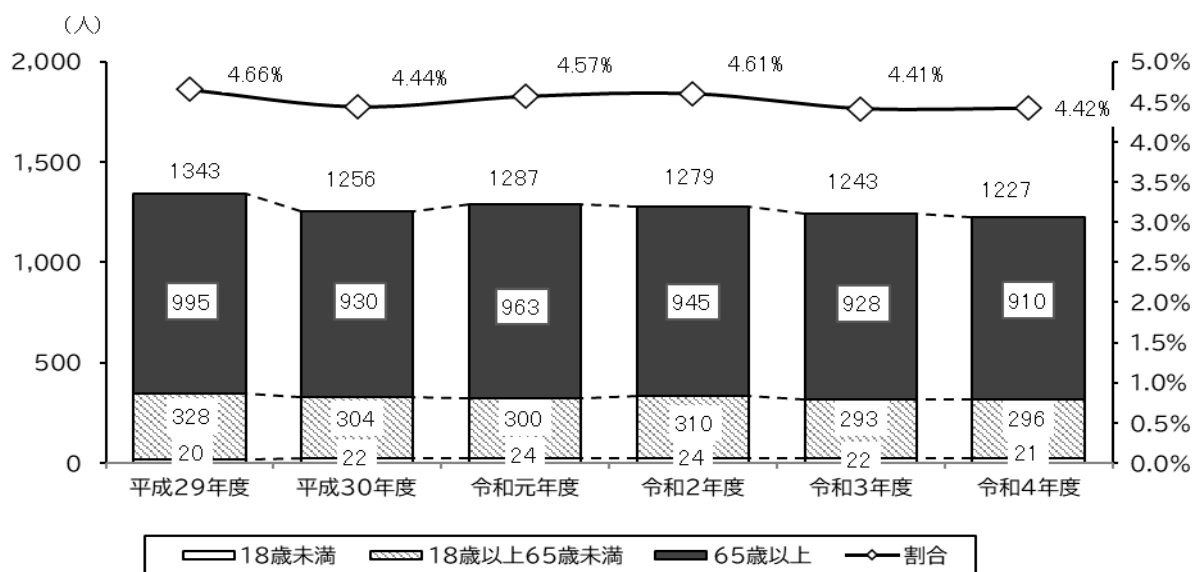
2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合は、平成 29 年度以降横ばい傾向にあり、令和 4 年度末現在で 1,227 人（4.42%）となっています。

等級別にみると、平成 29 年度以降、すべての等級において横ばい傾向です。また種類別にみると、「肢体不自由」及び「内部障がい」が多くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

区分		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
等級別	1 級	395	369	390	392	387	392
	2 級	182	174	176	184	184	179
	3 級	225	211	215	210	199	190
	4 級	402	375	379	364	348	344
	5 級	68	67	65	69	68	66
	6 級	71	60	62	60	57	56
種類別	視覚障がい	77	71	73	75	73	72
	聴覚・平衡機能障がい	109	105	109	100	94	97
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	10	9	8	8	8
	肢体不自由	688	639	639	647	631	612
	内部障がい	458	431	457	449	437	438
合計		1,343	1,256	1,287	1,279	1,243	1,227

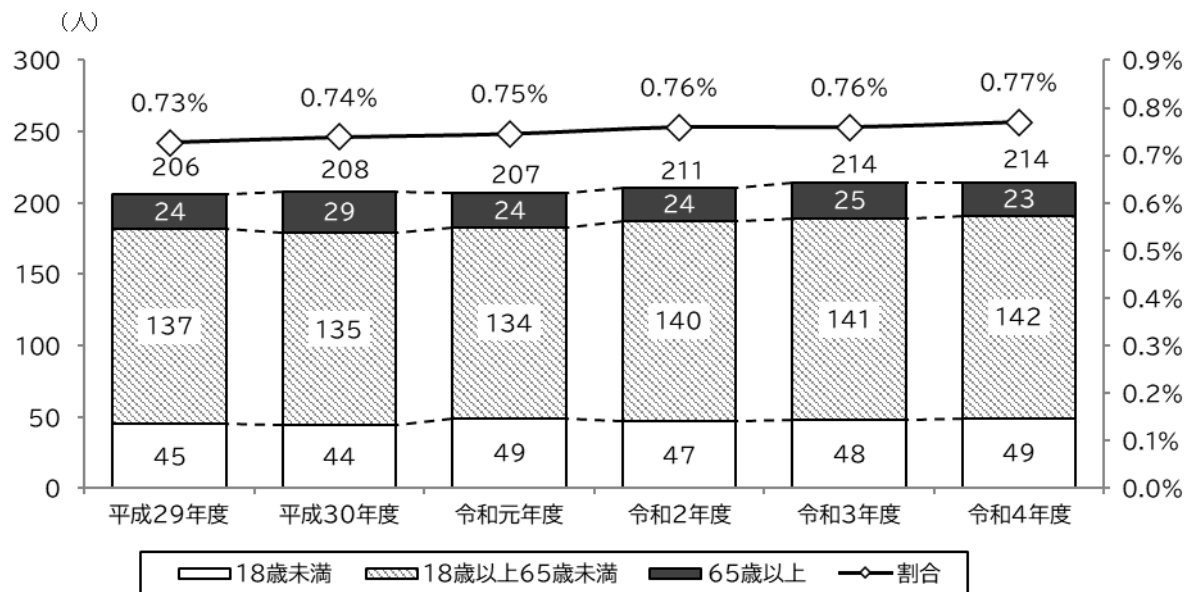
資料：町福祉介護課（各年度末現在）

（２）知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、平成 29 年度以降増加傾向にあり、令和 4 年度末現在で 214 人となっています。総人口に占める割合も緩やかに増加傾向で、平成 29 年度の 0.73% に対し令和 4 年度は 0.77% となっています。

等級別にみると、B（中度、軽度）の所持者が平成 29 年度以降増加傾向です。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



（単位：人）

区分		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
等級別	A	81	82	79	79	78	78
	B	125	126	128	132	136	136
合計		206	208	207	211	214	214

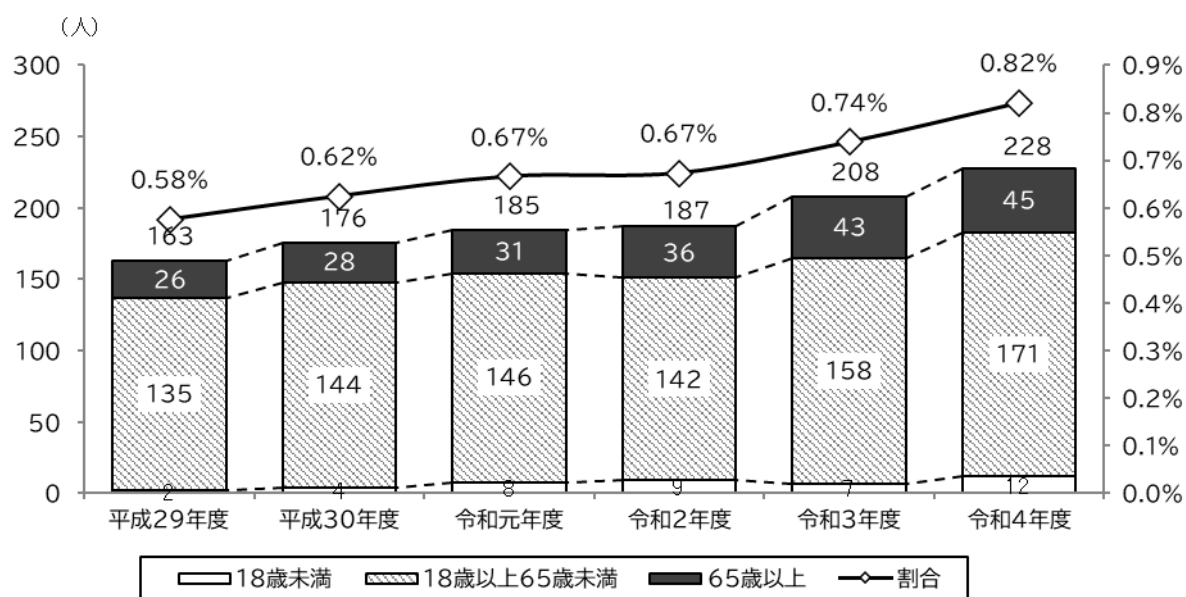
資料：町福祉介護課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年度以降年々増加しています。平成 29 年度 163 人から5年間で 65 人増加し、令和 4 年度末現在で 228 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、平成 29 年度から5年間で 0.24 ポイント増加し、令和 4 年度は 0.82%となっています。

等級別では、「2 級」「3 級」で全体の約 9 割以上を占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位: 人)

区分		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
等級別	1 級	13	14	13	14	17	18
	2 級	102	106	110	108	122	128
	3 級	48	56	62	65	69	82
合計		163	176	185	187	208	228

資料: 町福祉介護課 (各年度末現在)

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

①障がい福祉サービス

障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表 障がい福祉サービス提供事業者の状況

事業項目	事業所数	備考
居宅介護	86	休止 3 含む
重度訪問介護	65	休止 3 含む
同行援護	39	休止 3 含む
行動援護	12	
重度障害者等包括支援	0	
生活介護	53	休止 1 含む
自立訓練（機能訓練）	1	
自立訓練（生活訓練）	4	
宿泊型自立訓練	1	
就労移行支援	9	
就労継続支援 A 型	15	
就労継続支援 B 型	77	休止 2 含む
就労定着支援	4	
療養介護	2	
自立生活援助	2	
短期入所（福祉型・医療型）	51	
共同生活援助	32	
施設入所支援	8	
計画相談支援	40	指定特定相談支援事業所
地域移行支援	13	指定一般相談支援事業所
地域定着支援	13	指定一般相談支援事業所
児童発達支援	54	内センター2
医療型児童発達支援	1	
放課後等デイサービス	58	内センター1
保育所等訪問支援	2	内センター2
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	4	
障害児相談支援	36	指定障害児相談支援事業所

資料：町福祉介護課調べ（令和 5 年 11 月現在）

②地域生活支援事業

地域生活支援事業を提供している事業者は以下のとおりです。

図表 地域生活支援事業提供事業者の状況

【必須事業】

事業項目	事業所数	備考
理解促進研修・啓発事業	2	
自発的活動支援事業	1	
相談支援事業	13	
成年後見制度利用支援事業	1	
成年後見制度法人後見支援事業	1	
意思疎通支援事業	1	
日常生活用具給付等事業	1	
手話奉仕員養成研修	1	
移動支援事業	46	
地域活動支援センター	9	

【任意事業】

事業項目	事業所数	備考
福祉ホームの運営	1	
訪問入浴サービス事業	1	
生活訓練等	0	
日中一時支援事業	28	
地域移行のための安心生活支援	0	
巡回支援専門員整備	1	
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	0	
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	0	
レクリエーション活動等支援	0	
芸術文化活動振興	0	
点字・声の広報等発行	0	
奉仕員養成研修	1	
自動車運転免許取得・改造助成	1	
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	1	
家庭・教育・福祉連携推進事業	0	
成年後見制度普及啓発	1	
盲人ホームの運営	1	
知的障害者職親委託	0	
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	1	

事業項目	事業所数	備考
障害支援区分認定等事務	1	
更生訓練費給付	0	

資料：町福祉介護課調べ（令和 5 年 11 月現在）

【障害児支援体制強化事業】

※令和 5 年 4 月から地域生活支援事業の内の障害児分野の事業が厚生労働省から子ども家庭庁に所管が変更になりました。

事業項目	事業所数等	備考
児童発達支援センターの機能強化	1	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1	直営で配置
巡回支援専門員の整備	1	

資料：町福祉介護課調べ（令和 5 年 11 月現在）

（２）相談支援

①障がい児・者相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい児・者からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在、町内及び近隣の高松市、さぬき市、東かがわ市、直島町の事業所は、指定一般相談支援事業所が 16 か所、指定特定相談支援事業所が 44 か所、指定障害児相談支援事業所の 38 か所が相談業務に携わっています。

事業項目	事業所数	備考
指定一般相談支援事業所	16	
指定特定相談支援事業所	44	
指定障害児相談支援事業所	38	

資料：町福祉介護課調べ（令和 5 年 11 月現在）

②民生委員、児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

4 アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障がい者福祉施策とともに、障がい福祉サービスなどの事業運営を検討するための基礎資料として、障がい福祉サービスを利用されている方のご意見をお聴かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

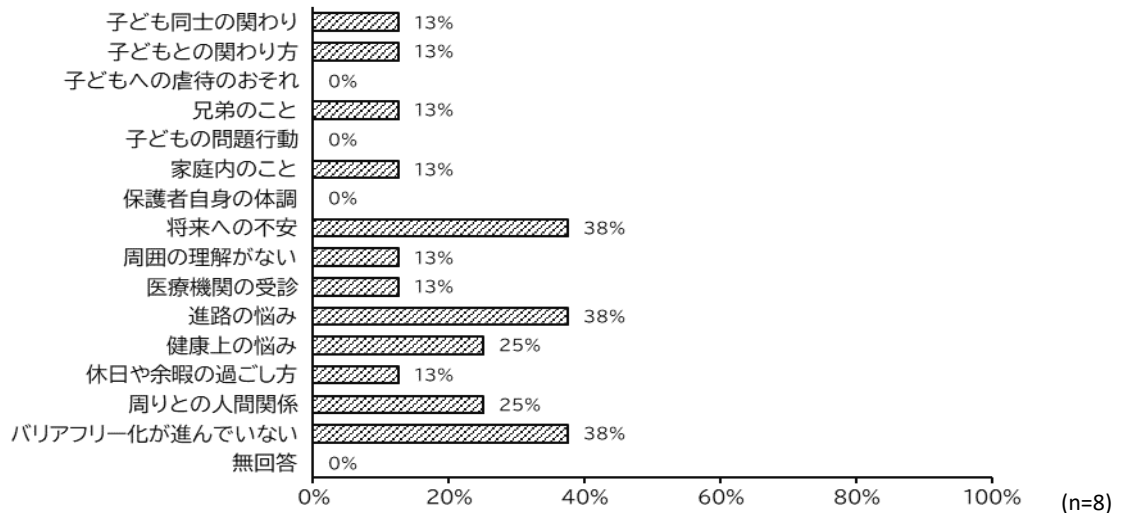
- 調査対象：町内在住で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（無作為抽出）
- 調査期間：令和5年2月3日～令和5年3月31日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収

	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	80	51	49	61%
知的障がい者	70	40	35	50%
精神障がい者	20	15	15	75%

(2) 身体障がい者アンケート調査結果概要

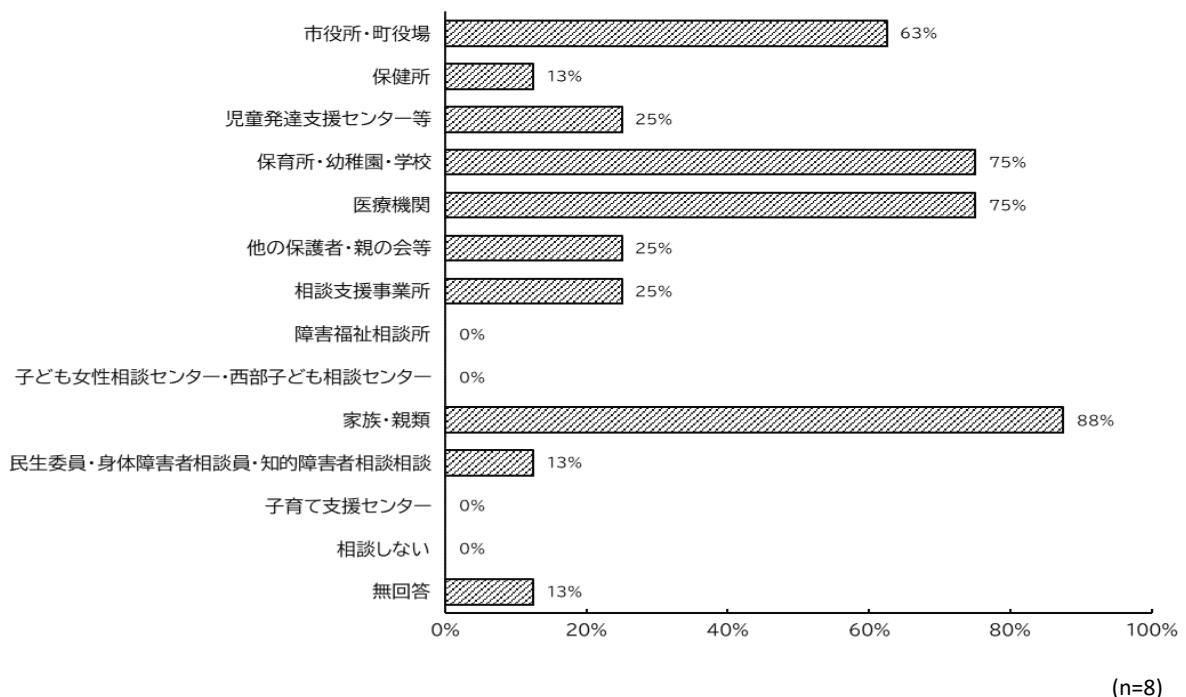
①児童や保護者の困っていることや悩み（18歳未満の方が対象）

児童期の方や子どもがいる保護者の困っていることや悩みについては、「将来への不安」や「進路上の悩み」「バリアフリー化が進んでいない」が挙げられています。



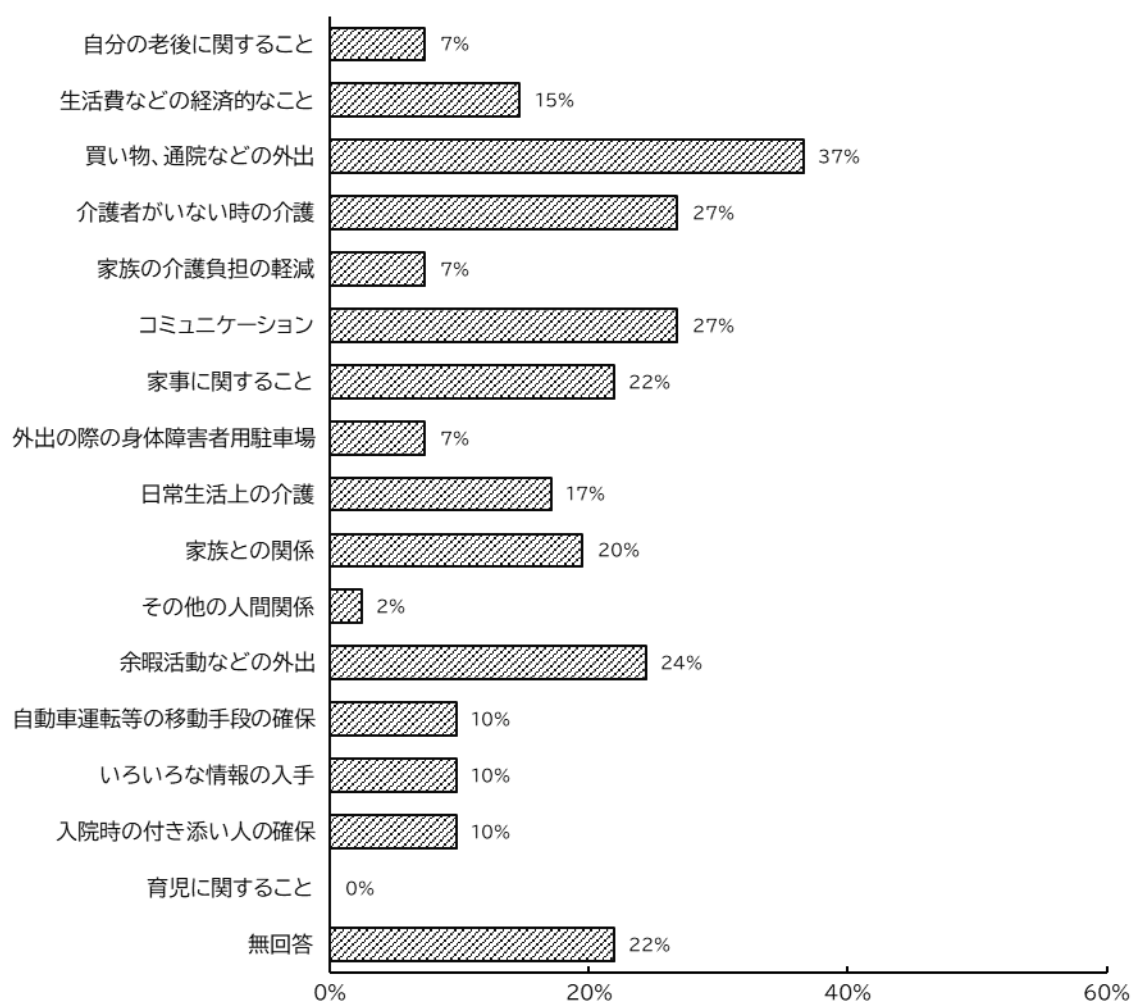
②児童や保護者の困っていることや心配な事の相談先（18歳未満の方が対象）

児童期の方やその保護者の困っていることや心配な事の相談先については、「家族・親類」が88.0%で、次いで「幼稚園・保育所・学校」や「医療機関」・「市役所・町役場」が挙げられています。



③生活するうえで困っていることや悩み（学校を卒業されている方が対象）

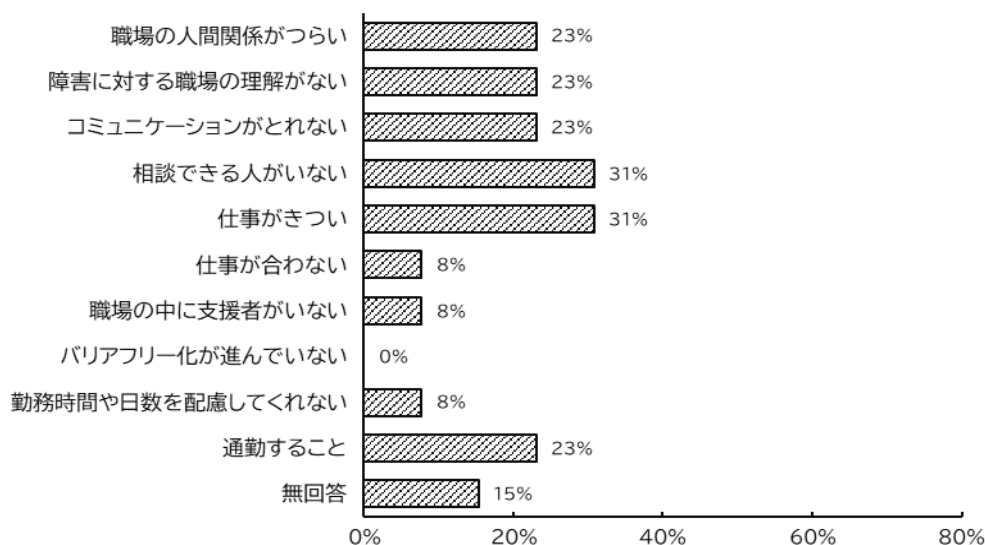
生活するうえで困っていることや悩みについては、「買い物、通院などの外出」が37.0%で最も高く、合わせて「余暇活動などの外出」も24.0%で、全体的に外出に関することが高い割合をしめています。次いで「介護者がいない時の介護」、「コミュニケーション」が27.0%となっています。



(n=41)

④仕事をするうえで困ったり、つらいこと（学校を卒業されている方が対象）

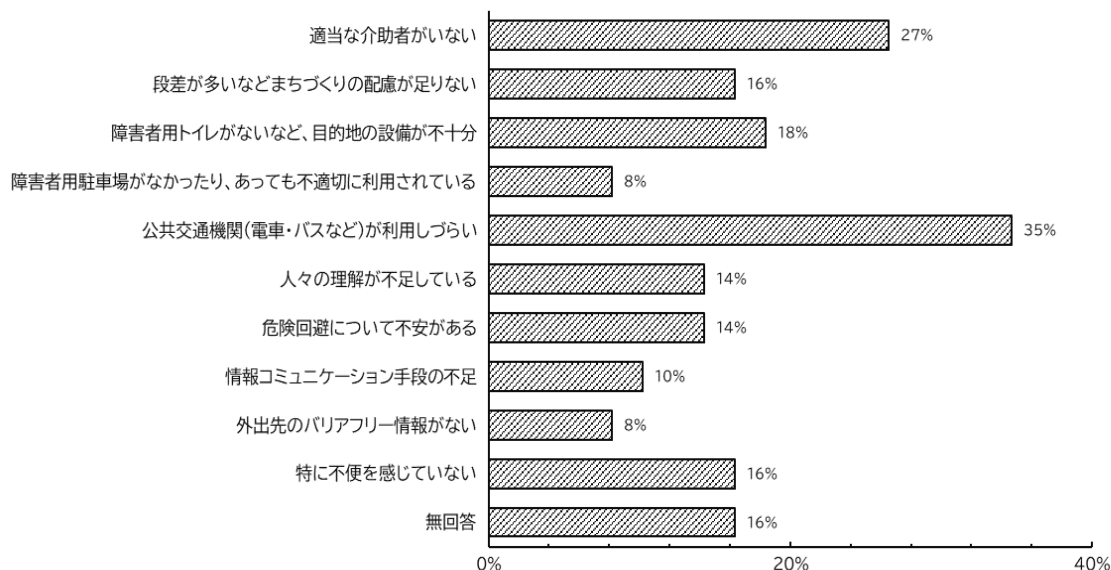
何らかの就労経験のある13人の回答者のうち、仕事をするうえで困ったり、つらいことについては、無回答を除くと、「相談できる人がいない」、「仕事がきつい」が31.0%で最も高くなっています。



(n=49)

⑤外出にあたって感じている不便

外出にあたって感じている不便については、「公共交通機関が利用しづらい」が35.0%で最も高く、次いで「適当な介助者がいない」が27.0%となっています。



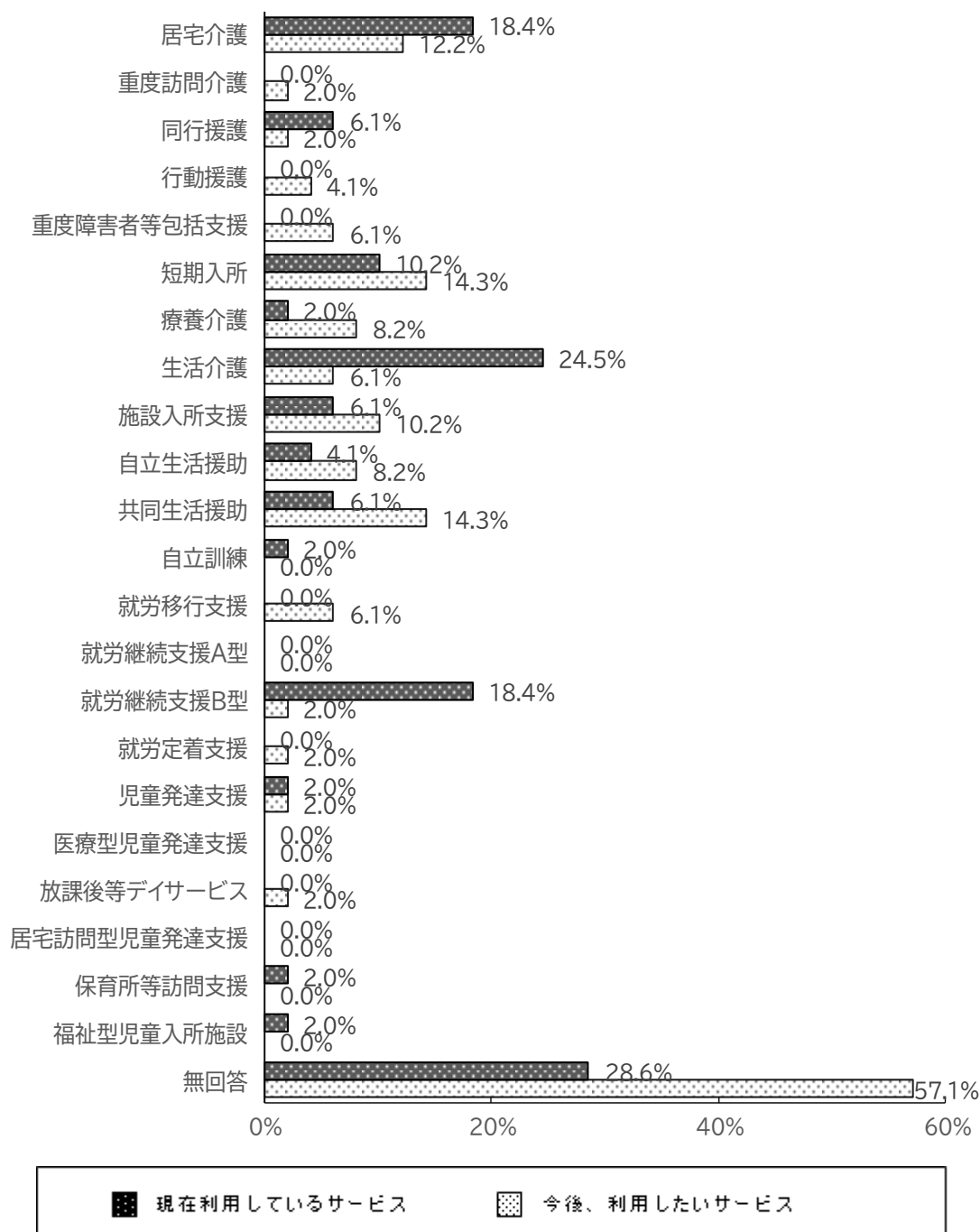
(n=49)

⑥障害福祉サービスの利用

現在利用している障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「生活介護」が24.5%で最も高く、次いで「居宅介護」と「就労継続支援B型」が18.4%となっています。

今後、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「短期入所」「共同生活援助」が14.3%で最も高く、次いで「居宅介護」が12.2%となっています。

現在利用しているサービスから、今後、利用したいサービスの割合が増えているのは、「共同生活援助」が8.2ポイントと最も大きく、次いで「就労移行支援」が6.1ポイントとなっています。

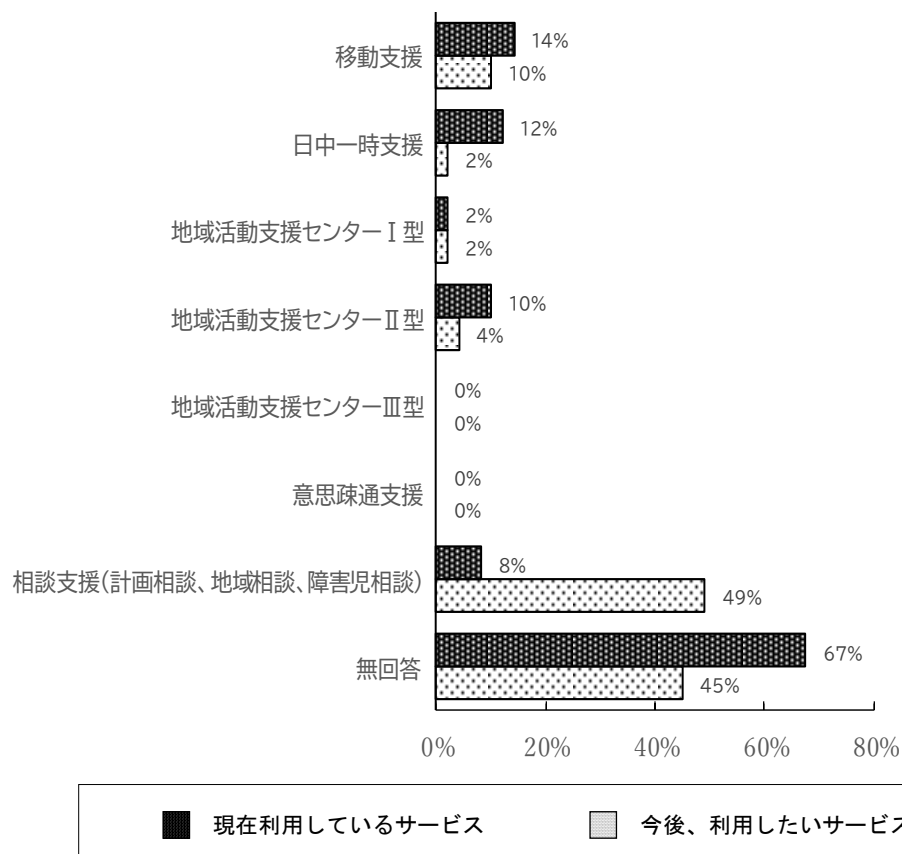


(n=49)

⑦地域生活支援事業の利用

現在利用している地域生活支援事業については、無回答を除くと、「移動支援」が14.0%で最も高く、次いで「日中一時支援」12.0%「地域活動支援センターⅡ型」が10.0%となっています。

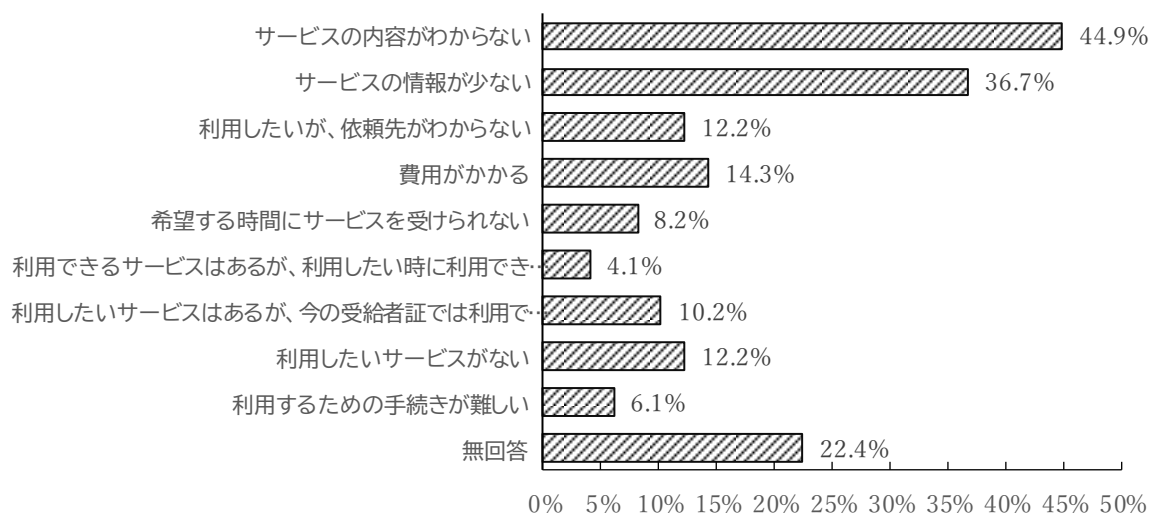
今後、利用したい地域生活支援事業については、無回答を除くと、「相談支援(計画相談、地域相談、障害児相談)」が49.0%で最も多い結果となっています。



(n=49)

⑧ サービスを利用するうえで困っていること

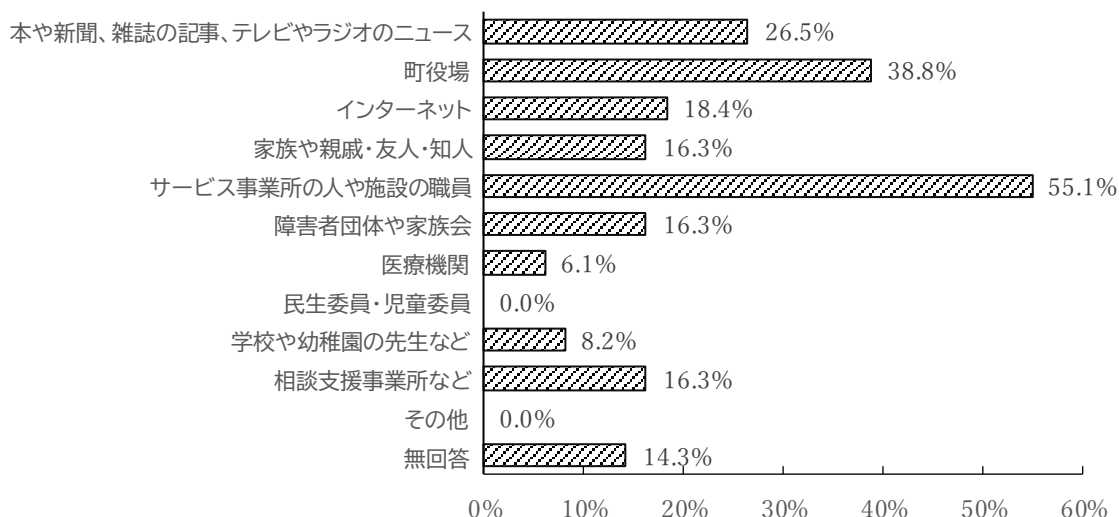
サービスを利用するうえで困っていることについては、無回答を除くと、「サービスの内容がわからない」が 44.9%で最も高く、次いで「サービスの情報が少ない」が 36.7%となっています。



(n=49)

⑨ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るか

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るかについては「サービス事業所の人や施設の職員」が 55.1%で最も多く、次いで「町役場」が 38.8%となっています。



(n=49)

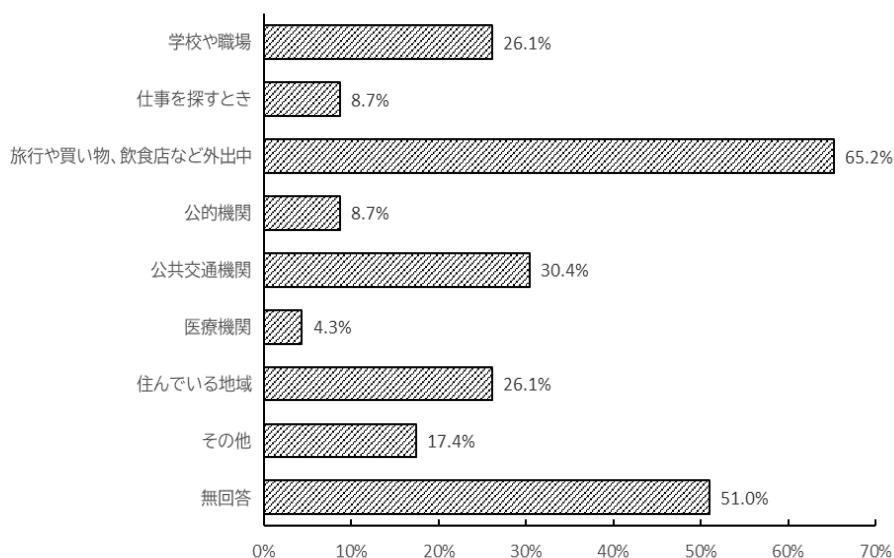
○権利擁護について

⑩あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか

回答者44人中、13人(29.5%)の人が「ある」と答え、11人(25.0%)の人が「少しある」と答えました。半数以上の方が何らかしらの差別をうけていると感じているという結果でした。

⑪どのような場所で差別や嫌の思いをしましたか

「旅行や買い物、飲食店などの外出中」が最も多く、65.2%でした。次いで公共交通機関が30.4%となっています。



⑫成年後見制度についてご存知ですか

回答者46人中「名前も内容も知っている」が12人(26.0%)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が19人(41.3%)、「名前も内容も知らない」が15人(32.6%)となっています。

○災害時の避難等について

⑬あなたは、火事や地震等の災害時に避難する方法を知っていますか。

回答者46人中、24人(52.1%)が「知っている」という回答で、22人が「知らない」と回答しました。

⑭あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

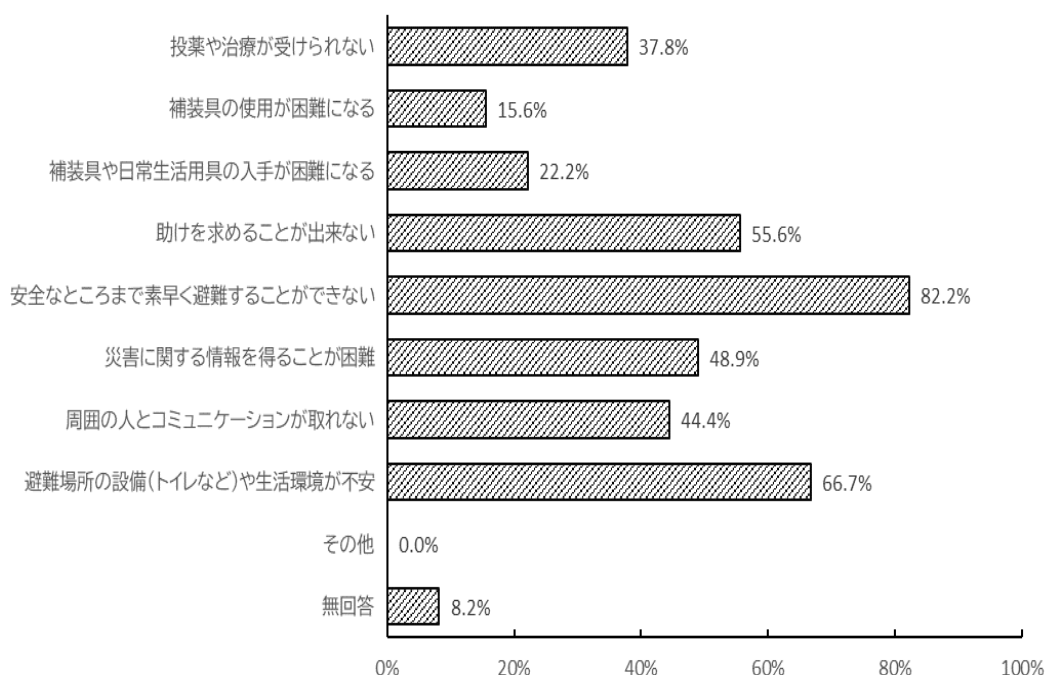
回答者46人中、6人(13.0%)が「できる」と回答。32人(69.5%)の人が「できない」と回答。残り8人(17.3%)の人が「わからない」回答しました。

⑮家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

回答者42人中、15人(35.7%)の人が「いる」と回答。17人(40.5%)の人が「いない」と回答。10人(23.8%)の人が「わからない」と回答しています。

⑯火事や地震等の災害時に困ることは何ですか

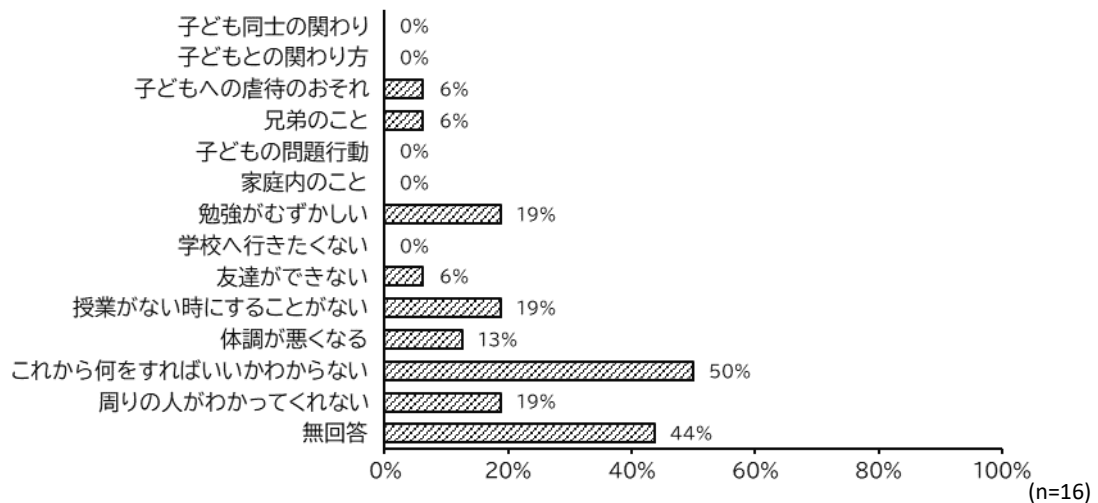
「安全なところまで素早く避難することができない」が最も多く、82.2%でした。次いで「避難所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が66.7%、「助けを求めることができない」が55.6%でした。



（３）知的障がい者アンケート調査結果概要

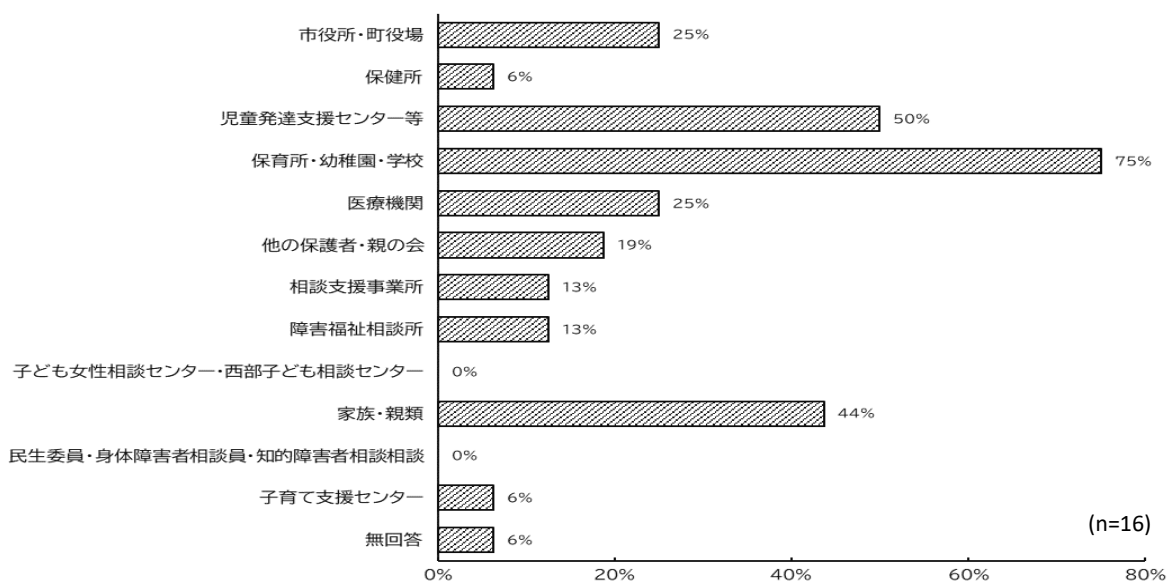
①児童や保護者の困っていることや悩み（18歳未満の方が対象）

児童期の人やのその保護者の困っていることや悩みについては、「これから何をすればいいかわからない」が50.0%と最も高く、次いで「勉強が難しい」などの学校のことが挙げられています。



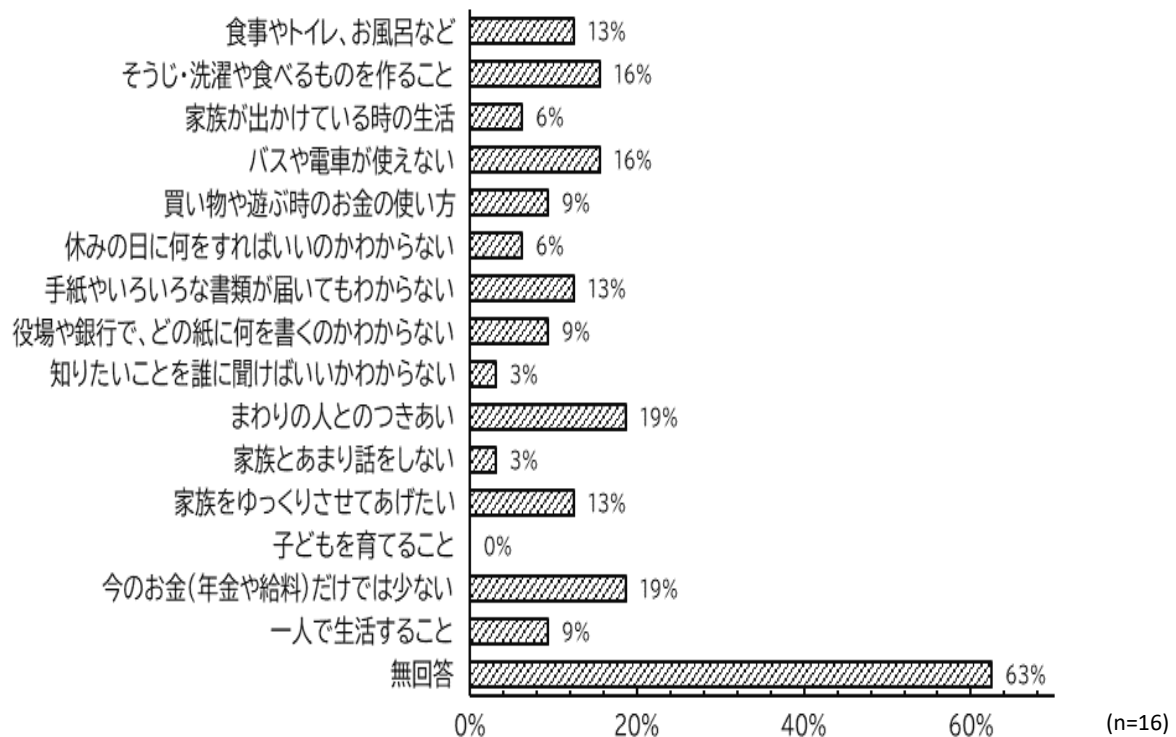
②児童や保護者の困っていることや心配な事の相談先（18歳未満の方が対象）

乳幼児期の子どもがいる保護者の困っていることや心配な事の相談先については、「幼稚園・保育所・学校」が75.0%と最も高く、次いで「児童発達支援センター等」、「家族・親類」が挙げられています。



③生活するうえで困っていることや悩み（学校を卒業されている方が対象）

生活する上で困っていることや悩みについては、「まわりの人とのつきあい」「今のお金（年金や給料）だけでは少ない」が19.0%と最も多かったです。次いで「そうじ・洗濯や食べるものを作ること」「バスや電車が使えない」が16.0%でした。

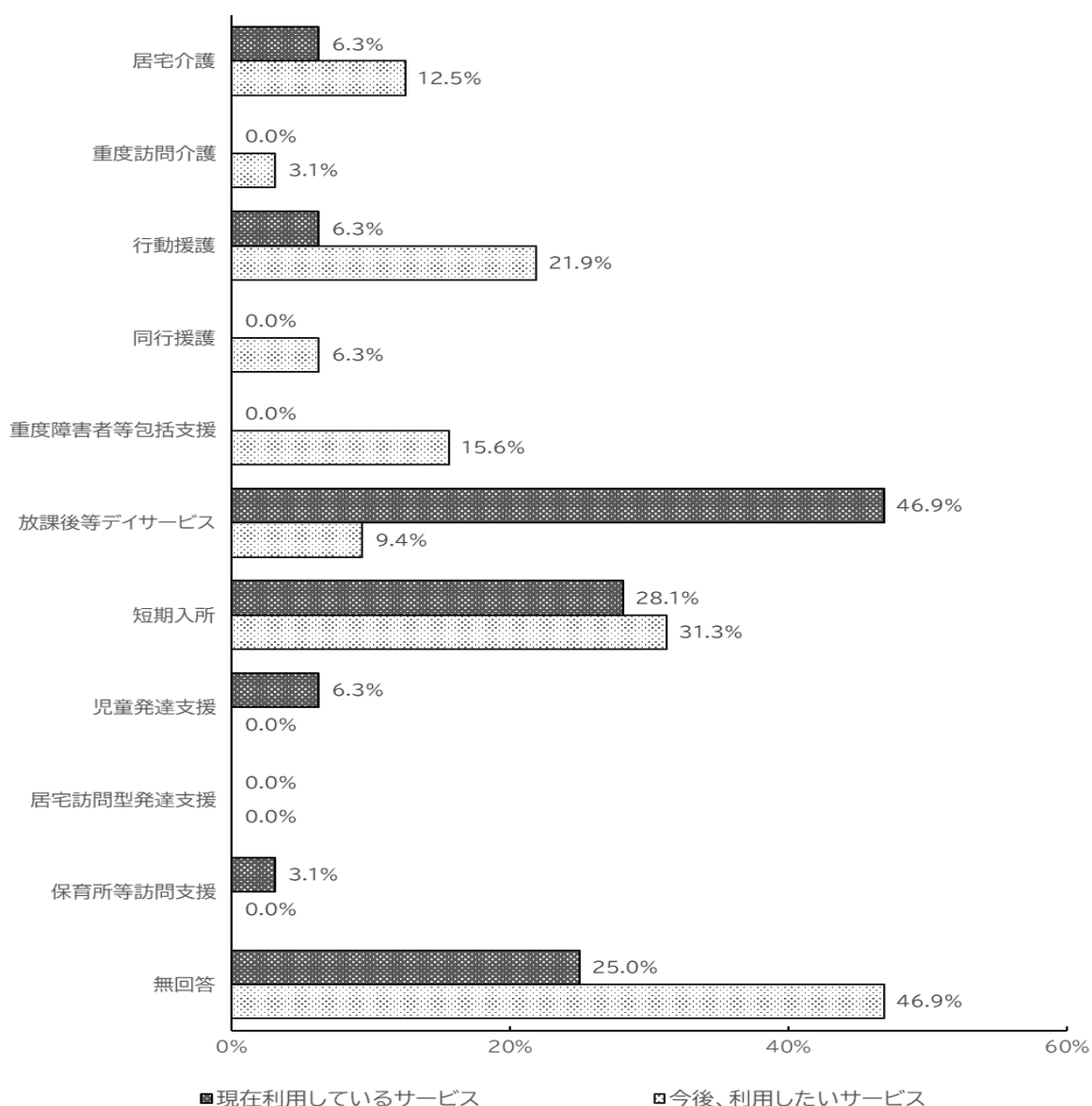


④障害福祉サービスの利用

今、利用している障害福祉サービスで障害児及び障害者が利用することができるサービスについては、無回答を除き、「放課後等デイサービス」が 46.9%で最も高く、次いで、「短期入所」（ショートステイ）が 28.1%となっています。

これから、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「短期入所」が 31.3%で最も高くなっています。

今、利用しているサービスから、これから、利用したいサービスの割合が増えているのは、「行動援護」と「重度障害者等包括支援」が 15.6 ポイントで最も大きく、次いで「居宅介護」が 6.2 ポイントとなっています。



■ 現在利用しているサービス

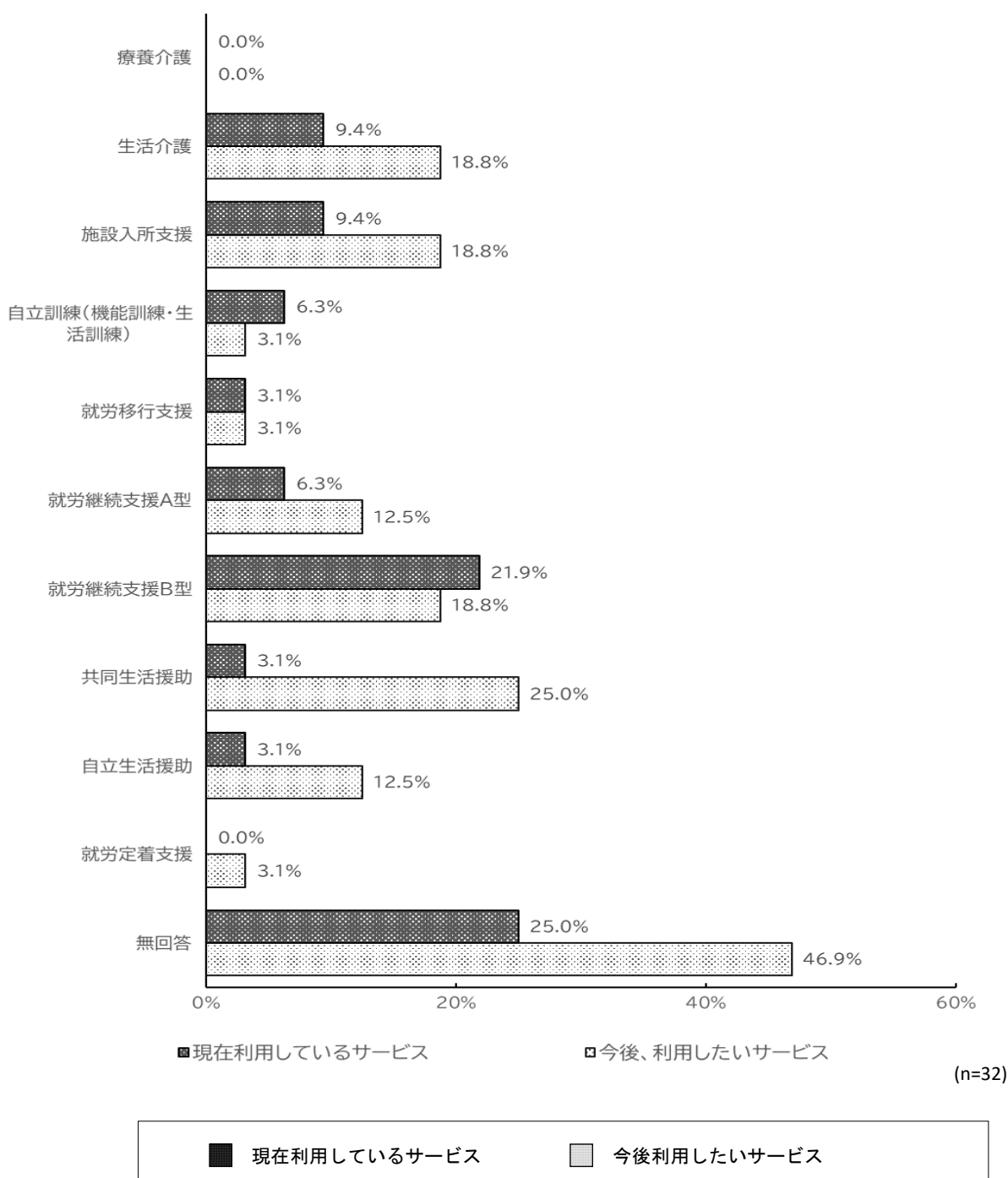
□ 今後、利用したいサービス

(n=32)

今、利用している障害福祉サービスの障害者が利用できるサービスについては、「就労継続支援B型」が21.9%で最も高く、次いで「生活介護」「施設入所支援」が9.4%となっています。

これから、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「共同生活援助（グループホーム）」が25.0%で最も高く、次いで「生活介護」「施設入所支援」が18.8%となっています。

今、利用しているサービスから、これから、利用したいサービスの割合が増えているのは、「共同生活援助」が21.9ポイントで最も大きく、次いで「自立生活援助」が9.4ポイントとなっています。

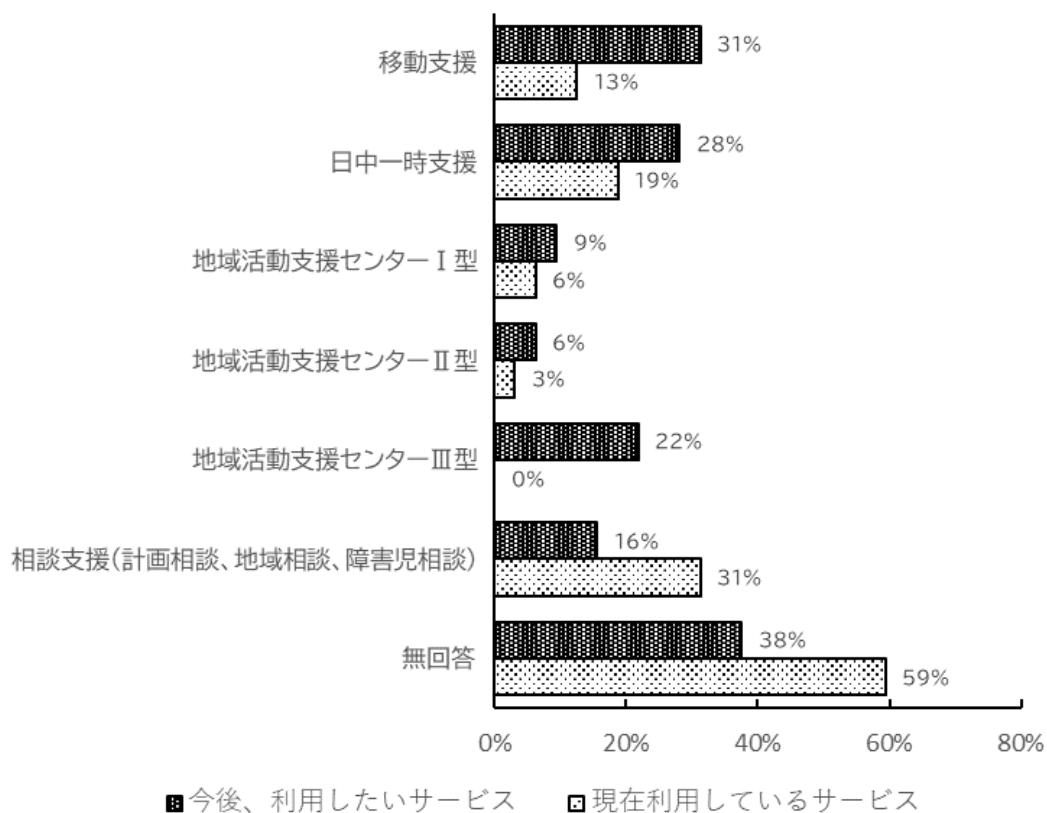


⑤地域生活支援事業の利用

今、利用している地域生活支援事業については、無回答を除くと、「移動支援」が31.0%で最も高く、次いで「日中一時支援」が28.0%となっています。

これから、利用したい地域生活支援事業については、無回答を除くと、「相談支援（計画相談、地域相談、障害児相談）」が31.0%で最も高く、次いで「日中一時支援」が19.0%となっています。

今、利用しているサービスから、これから、利用したいサービスの割合が増えているのは、「相談支援（計画相談、地域相談、障害児相談）」が15.0ポイントで最も大きくなっています。

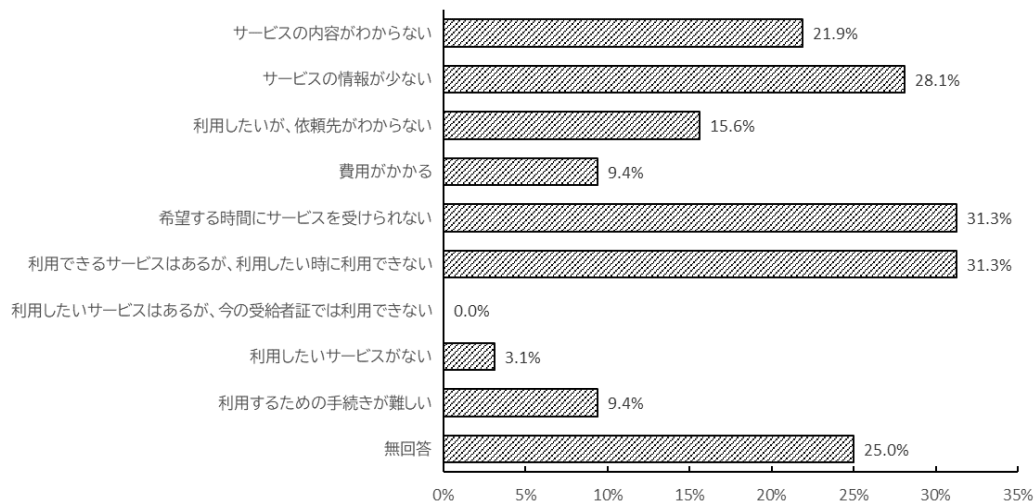


(n=32)

■ 現在利用しているサービス ▨ 今後利用したいサービス

⑥ サービスを利用するときに困っていること

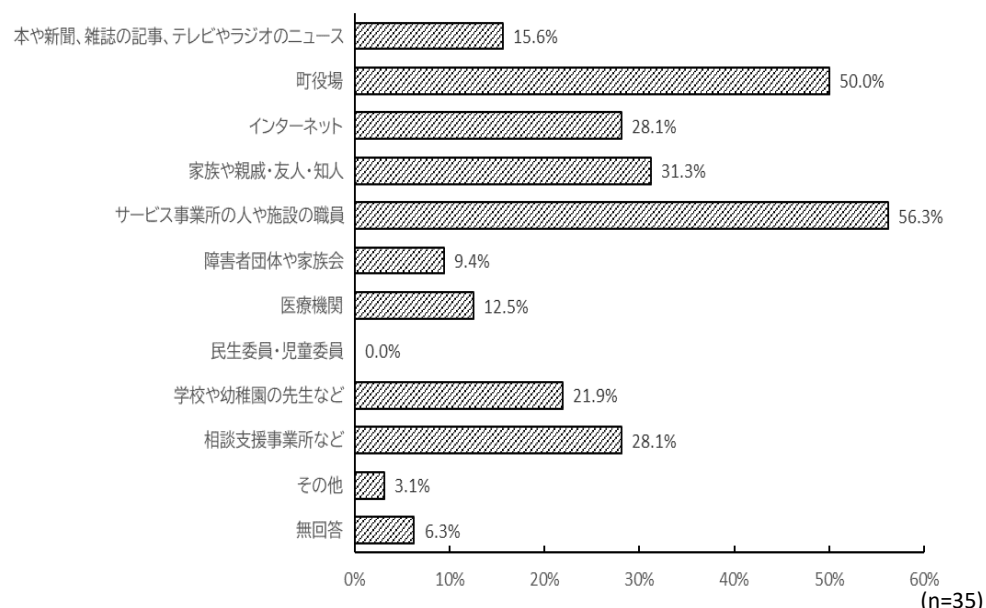
サービスを利用するときに困っていることについては、無回答を除くと、「希望する時間にサービスを受けられない」「利用したいサービスはあるが利用したいときに利用できない」が31.3%で最も高く、次いで「サービスの情報が少ない」が28.1%となっています。



(n=35)

⑦ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るか

障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るかについては、「サービス事業者や施設の人」が56.3%で最も多く、次いで「町役場」が50.0%、「相談支援事業所」「インターネット」が28.1%となっています。



(n=35)

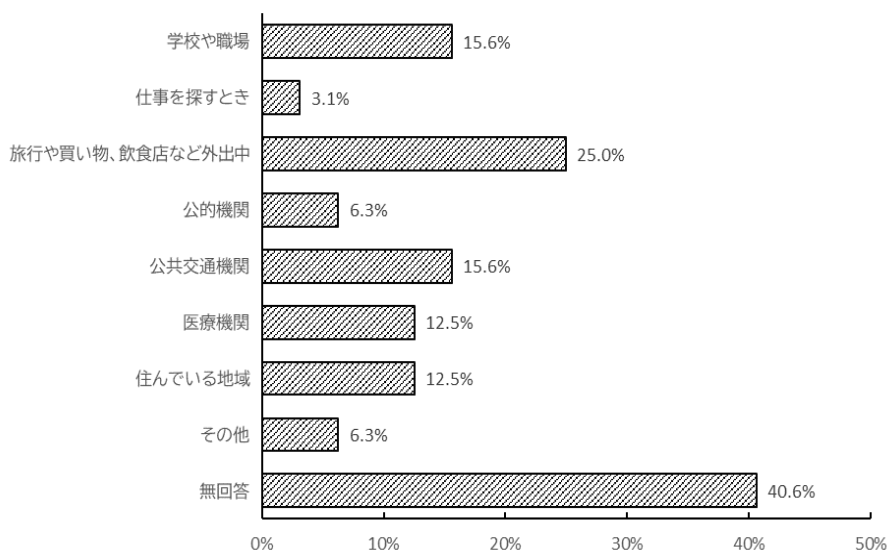
○権利擁護について

⑧あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか

回答者 30 人中、8 人（26.6％）の人が「ある」と答え、11 人（36.6％）の人が「少しある」と答えました。半数以上の方が何らかしらの差別をうけていると感じているという結果でした。

⑨どのような場所で差別や嫌の思いをしましたか

「旅行や買い物、飲食店などの外出中」が最も多く、25.0％でした。次いで「公共交通機関」、「学校や職場」が 15.6％となっています。



⑩成年後見制度についてご存知ですか

回答者 30 人中「名前も内容も知っている」が 8 人（26.6％）、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 14 人（46.6％）、「名前も内容も知らない」が 7 人（23.3％）となっています。

○災害時の避難等について

⑪あなたは、火事や地震等の災害時に避難する方法を知っていますか。

回答者 31 人中、12 人（38.7％）が「知っている」という回答で、19 人（63.3％）が「知らない」と回答しました。

⑫あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

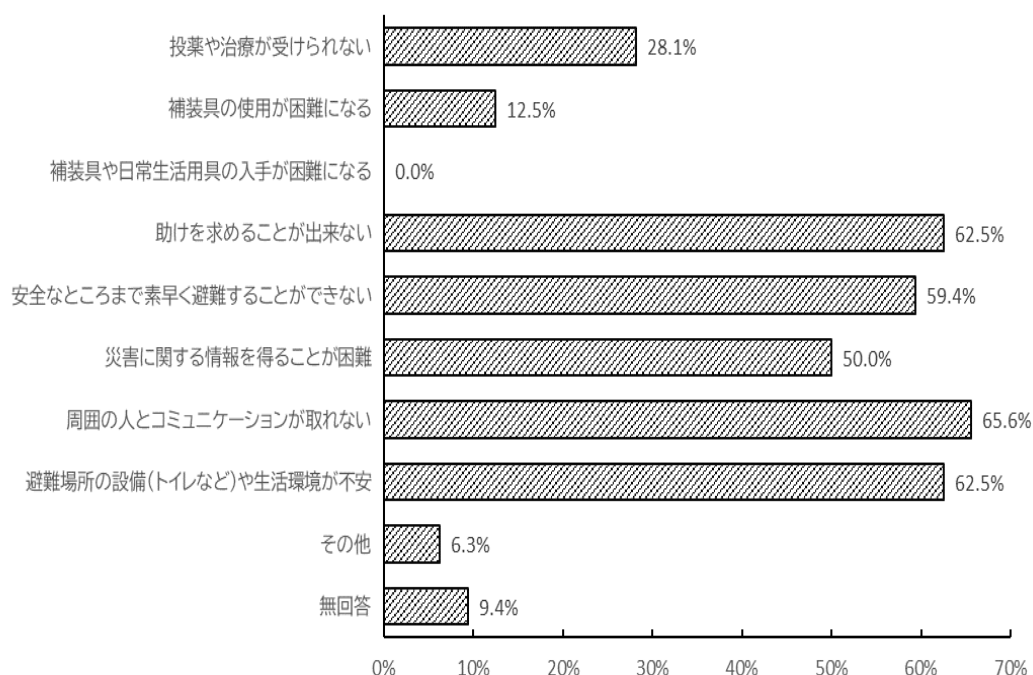
回答者 32 人中、3 人（9.3％）が「できる」と回答。23 人（76.6％）の人が「できない」と回答。残り 6 人（18.7％）の人が「わからない」回答しました。

⑬家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか

回答者 30 人中、2 人（6.6%）の人が「いる」と回答。21 人（70.0%）の人が「いない」と回答。7 人（23.3%）の人が「わからない」と回答しています。

⑭火事や地震等の災害時に困ることは何ですか

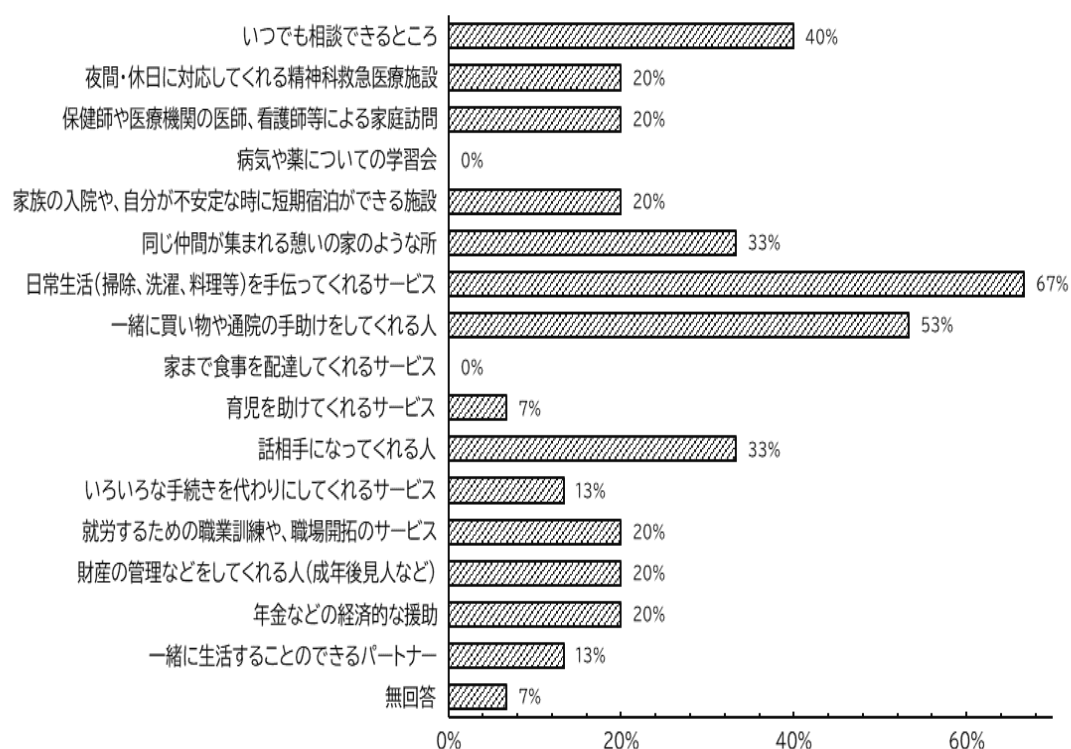
「周囲の人とコミュニケーションが取れない」が最も多く、65.6%でした。次いで「避難所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」及び「助けを求めることができない」が62.5%でした。



(4) 精神障がい者アンケート調査結果概要

①地域で生活するうえで、必要だと思うもの

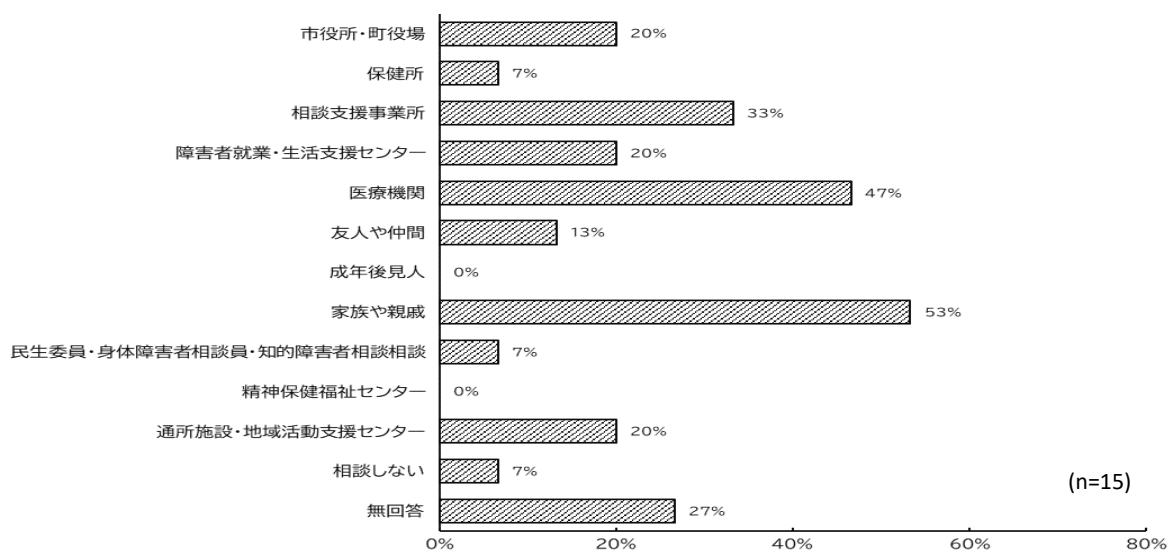
地域で生活するうえで、必要だと思うものについては、「日常生活(掃除、洗濯、料理等)を手伝ってくれるサービス」が67.0%で最も高く、次いで「一緒に買い物や通院の手助けをしてくれる人」が53.0%でした。また、「いつでも相談できるところ」が、40.0%でした。



(n=15)

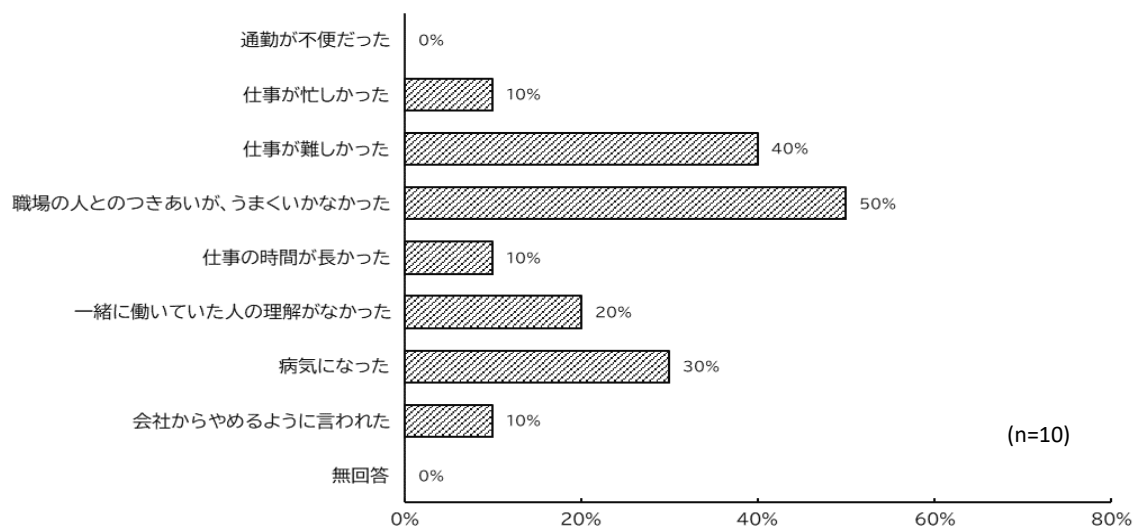
②困っていることや心配ごとをどこ（誰）に相談したいか

困っていることや心配ごとをどこ（誰）相談したいかでは、「家族や親戚」と53%の方が答えています。次いで「医療機関」47.0%、「相談支援事業所」33.0%となっています。



③過去に働いた経験がある方の仕事をやめた理由

過去に働いたことがあると回答した精神障害者の内、50.0%の方が仕事を辞めた理由に「職場での人とのつきあいがうまくいかなかった」を理由に挙げています。次いで「仕事が難しかった」が40.0%となっています。

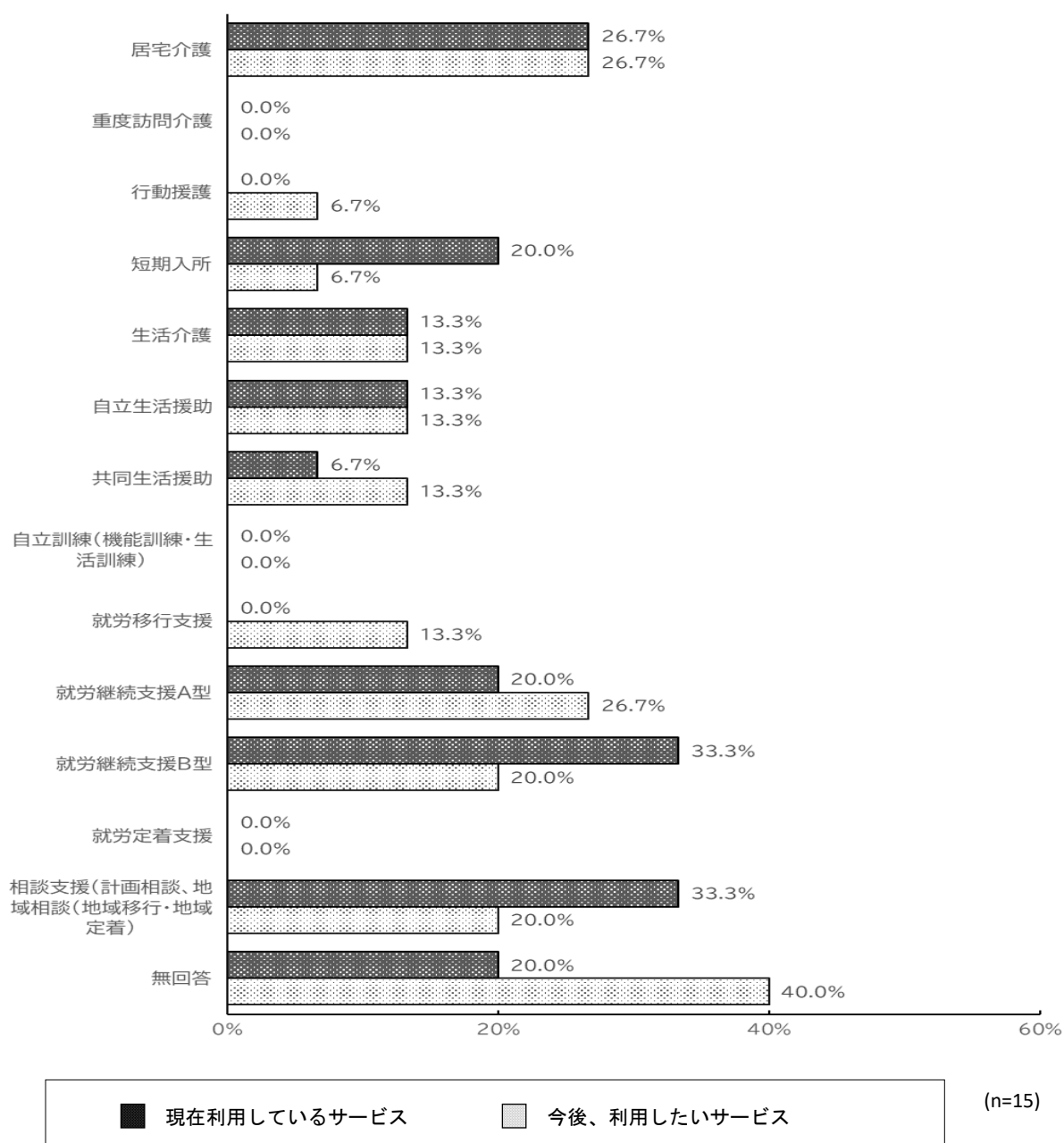


④障害福祉サービスの利用

現在利用している障害福祉サービスについては、「就労継続支援 B 型」「計画相談支援・地域相談支援」が 33.3%で最も高く、次いで「居宅介護」が 26.7%となっています。

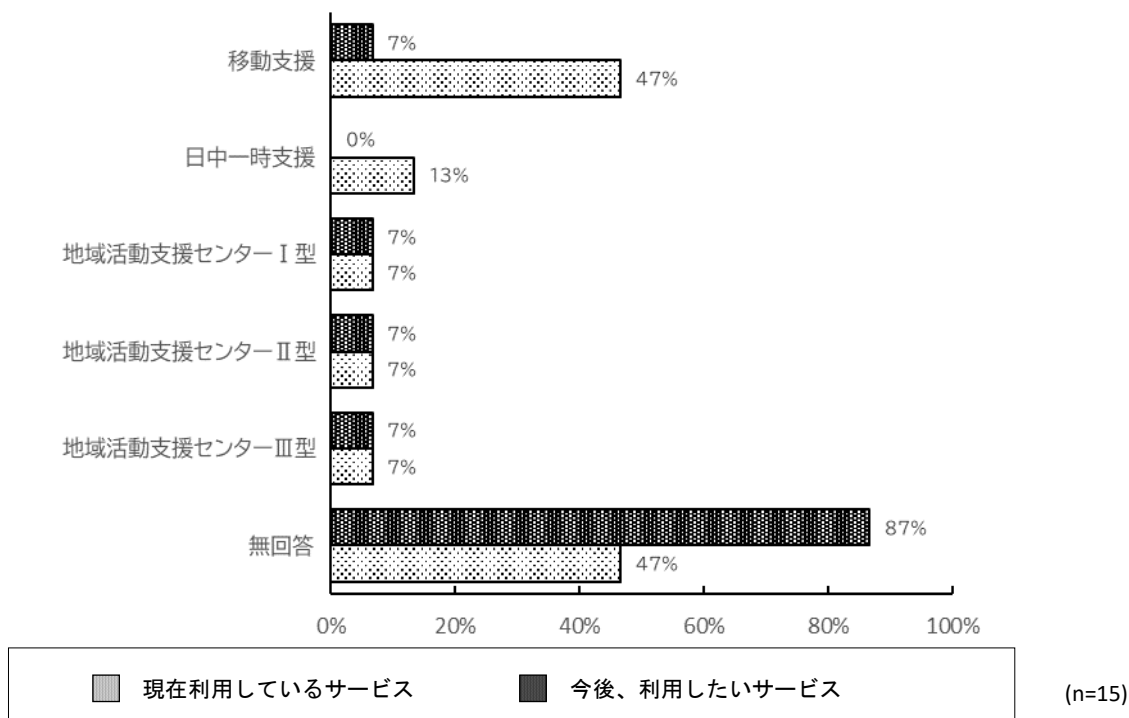
今後、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「居宅介護」「就労継続支援 A 型」が 26.7%で最も高く、次いで「就労継続支援 B 型」が 20.0%となっています。

現在利用しているサービスから、今後、利用したいサービスの割合が増えているものは「就労継続支援 A 型」で 6.7 ポイントでした。



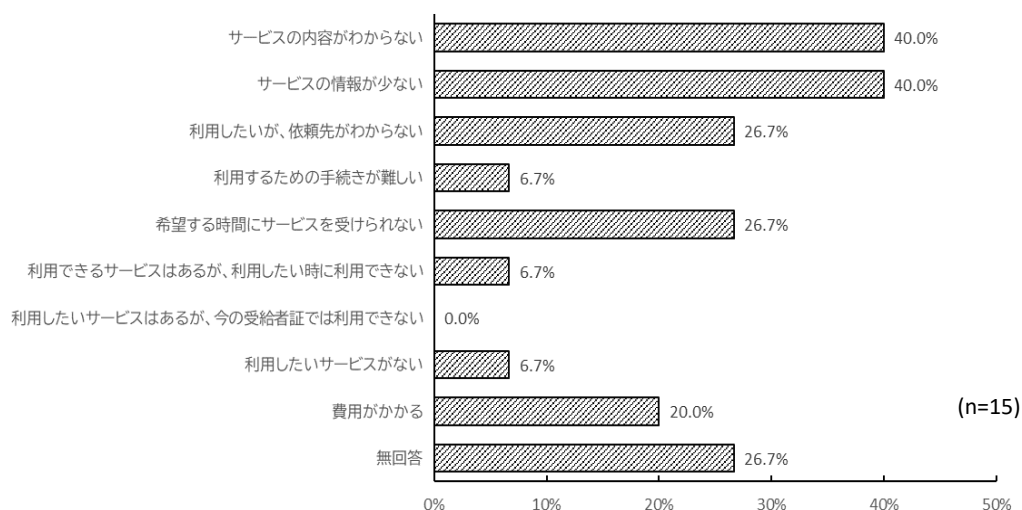
⑤地域生活支援事業の利用

現在利用している地域生活支援事業については、全体的に 7%以下であり、精神障害者の方の利用は少ないようです。今後、利用したい地域生活支援事業については、無回答を除くと、「移動支援が」が 47.0%となっています。



⑥サービスを利用するときに困っていること

サービスを利用するときに困っていることについては、無回答を除くと、「サービスの内容がわからない」「サービスの情報が少ない」が 40.0%で最も高く、次いで「利用したいがどこに依頼したらいいのかわからない」「希望する時間にサービスを受けられない」が 26.7%となっています。



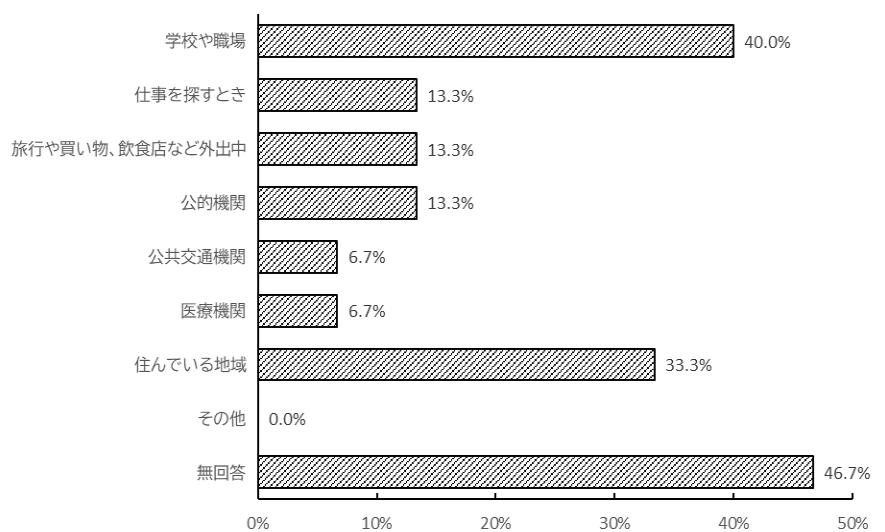
○権利擁護について

⑦あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるですか

回答者 15 人中、6 人（40.0%）の人が「ある」と答え、2 人（13.3%）の人が「少しある」と答えました。7 人（46%）の人は「ない」と回答しています。

⑧どのような場所で差別や嫌の思いをしましたか

「学校や職場」が最も多く、40.0%でした。次いで「住んでいる地域」が 33.3%となっています。



(n=15)

⑨成年後見制度についてご存知ですか

回答者 14 人中「名前も内容も知っている」が 2 人（14.2%）、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 5 人（35.7%）、「名前も内容も知らない」が 7 人（50.0%）となっています。

○災害時の避難等について

⑩あなたは、火事や地震等の災害時に避難する方法を知っていますか。

回答者 15 人中、6 人（40.0%）が「知っている」という回答で、9 人（60.0%）が「知らない」と回答しました。

⑪あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

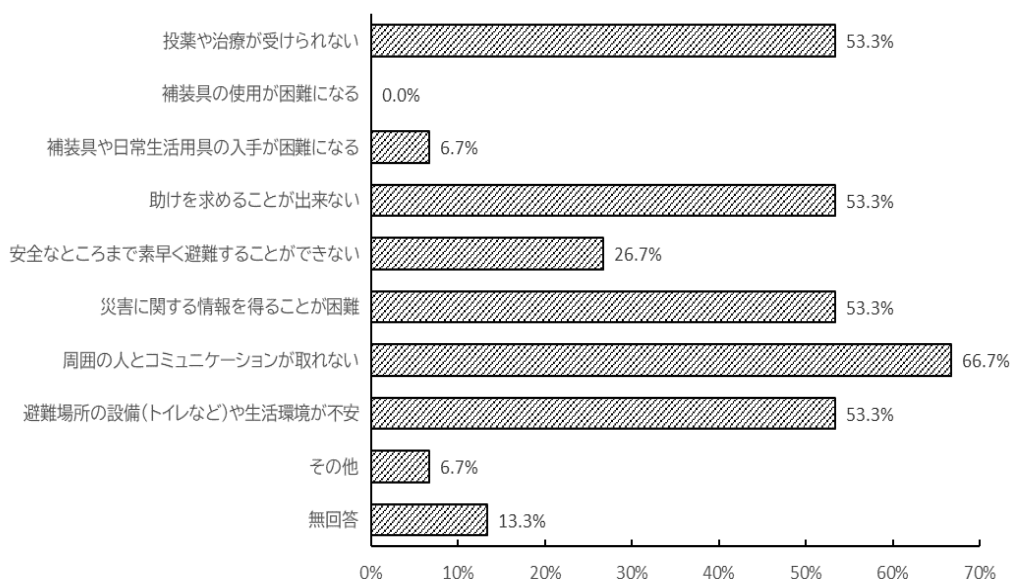
回答者 15 人中、3 人（20.0%）が「できる」と回答。7 人（46.6%）の人が「できない」と回答。残り 5 人（33.3%）の人が「わからない」回答しました。

⑫家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

回答者 15 人中、3 人（20.0%）の人が「いる」と回答。8 人（53.3%）の人が「いない」と回答。4 人（26.6%）の人が「わからない」と回答しています。

⑬火事や地震等の災害時に困ることは何ですか

「周囲の人とコミュニケーションが取れない」が最も多く、66.7%でした。次いで「投薬や治療が受けられない」「助けを求めることができない」「災害に関する情報を得ることが困難」「避難所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 53.3%、でした。



(5) 集計結果から見える課題

◆課題 児童期の方や保護者の困っていることや相談先について

児童や保護者の困っていることや悩みについては、身体障がい者では「将来への不安」や「進路上的な悩み」が挙げられており、知的障がい者でも、「これから何をすればいいかわからない」や「勉強が難しい」など、子どもの将来に不安を抱いている現状があることがわかります。また、こうしたことの相談先としては、「家族・親戚」を除けば「幼稚園・保育所・学校」が多く、次いで、「児童発達支援センター等」「医療機関」「市役所・町役場」なども挙げられています。保護者の方の悩みや不安に寄り添えるよう、関係機関同士の連携や相談しやすい体制づくりの強化を進めていく必要があります。

◆課題 生活するうえで困っていることやサービスの利用について

生活するうえで困っていることや悩みについては、身体障がい者では「買い物や通院などの外出」が最も多く、次い「コミュニケーション」、「余暇活動などの外出」が多く挙げられており、知的障がい者では「まわりの人とのつきあい」「今のお金（年金・給料）だけでは少ない」が最も多く、次いで「掃除・洗濯や食べるものをつくること」「バスや電車が使えない」が多く挙げられています。精神障がい者では、地域で生活する上で必要と思うものとして、「日常生活（掃除、洗濯、料理等）を手助けしてくれる人」「一緒に買い物や通院を手伝ってくれる人」が多く挙げられていました。またサービスを利用する上で困っていることについては、どの障害の方でも「サービスの内容がわからない」「サービスの情報が少ない」が多く挙げられています。

また、サービスの利用については、身体障がい者では「居宅介護」「生活介護」「就労継続支援 B 型」の利用が多く、今後利用したいサービスでは「共同生活援助」「短期入所」が多く挙げられています。知的障がい児・者では「就労継続支援 B 型」「短期入所」「放課後等デイサービス」の利用が多く、今後利用したいサービスでは「短期入所」「共同生活援助」が特に多くが挙げられています。精神障がい者では「就労継続支援 B 型」を利用している方が特に多く、次いで「居宅介護」が多く挙げられています。今後利用したいサービスでは「居宅介護」「就労継続支援 A 型」が最も多くが挙げられています。

これらのことから障害の特性によって利用が多いサービスや今後利用したいサービスが違っていることが伺えます。地域で生活を営んでいく上でその人を支えるために必要な支援のニーズについて把握し、その人らしい生活が送れるよう努めていく必要があります。またサービスが利用しやすいよう社会資源の拡大等に向けて整備していけるよう関係機関等と連携していくことが必要です。また、サービスの提供を行う際には十分に情報提供できるよう丁寧な関わりが必要です。

◆課題 権利擁護について

「あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか」という質問に対し、どの障害の方も回答者の半数以上が「ある」「少しある」と答えています。

「どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか」という質問では「旅行や買い物、飲食店など外出中」や「住んでいる地域」などが挙げられており、共生社会を目指していく上で、地域の理解のさらなる促進が必要であることが伺えます。また、成年後見制度についても回答者の大半が「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容も知らない」と答えており、制度の周知啓発も今後必要であると思われます。

◆課題 災害時の避難等について

「火事や地震等の災害時に一人で避難できますか」という質問に対して、大半の方が「できない」と回答しています。また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか」という問いに、「いない」「わからない」と回答する方も多かったです。また、「火事や地震等の災害時に困ることは何ですか」という問いには身体障がい者では「安全なところまで素早く避難できない」が最も多く、知的障がい者、精神障がい者では「周囲とのコミュニケーションが取れない」多く挙げられています。また、どの障がいの方も避難場所の設備（トイレなど）や生活環境に不安を抱いていることがわかりました。

第 3 章 基本的な考え方

1 基本理念

『障がい者がその人らしく、地域で共生できるまちへ』

三木町は、「個性と共生」をキーワードに、全ての人がその人らしくいつまでもその地域で安心して暮らせる三木町らしいまちづくりを推進していきます。

2 基本目標

基本目標1 支え合う町民意識の醸成

障がいを理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として、誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域社会での生活を妨げていることもあります。

障がい者が地域で暮らしていくうえで生じる社会的な障壁を取り除くため、障がいに対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障がいがある人もない人もお互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、地域でともに生きるまちづくりを推進していきます。

基本目標2 地域での生活を支援する体制づくり

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じた支援体制の充実とともに、障がい者個々のニーズに応じた福祉サービスの提供が可能となるようにしていくことが必要です。

サービス選択の前提となる相談・情報提供をはじめ、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、福祉サービスを更に充実させていくとともに、保健・福祉・医療等の連携による、継続的なサービスを提供していきます。

基本目標3 社会活動への支援

障がいのある人が地域社会で生活を送るうえで、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、ノーマライゼーションの実現の大前提であり、自己実現を図るうえでも、極めて大きな意義があります。また、社会活動へ参加することは、地域で生きがいを持って暮らしていくことにもつながっていきます。

このため、関連機関とのネットワークを強化し、就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援などを充実させ、総合的な就労支援体制を構築していきます。さらに、発達に遅れや障がいのある子どもの将来も見据えた支援ができるよう検討していきます。

また、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいづくりの活動への参加機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進させていきます。

基本目標4 障がい児の健やかな育成のための支援の充実

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが重要です。障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できる体制整備が必要であり発達障がいや医療的なケアが必要な児童等、それぞれの心身の状態や個性に応じた幅の広い支援を行い、すべての児童の健やかな育成のために、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策と整合をとりながら整備を進めます。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供できる体制を構築し、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

誰もが地域社会で共生できる生活を送り、積極的に社会参加していくためには、道路、建物、公共交通機関等を、積極的にバリアフリー化していく必要があります。また、障がいがある方だけでなく、だれでも暮らしやすい「ユニバーサルデザインなまちづくり」を推進していきます。

来るべき大災害に備えて、避難行動要援護者名簿の活用や個別避難計画の作成など障がいのある方の命を守るための取り組みの必要性が高まっています。それには公的なサービスだけではなく、地域での相互援助活動や住民活動（インフォーマル・サービス）など、地域での支援体制を整えていくことが重要です。

3 障がい児・者について

本計画内での「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条第1項第1号）とします。

また、「障がい児」とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」（児童福祉法第4条第2項）とします。

第 4 章 施策の展開

1 支え合う町民意識の醸成

(1) 啓発活動の推進

自分に関わる施策に対し意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、地域社会で生活を営む点からも、施策を実施していくうえでも不可欠な要素です。このため、イベントでアンケートを実施し、その結果を踏まえて、障がい者が自発的な活動ができるように支援したり、障がいのある人の声をさまざまな形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。また、保育所等に専門知識を持った人を派遣し、障がい者についての理解を深めてもらう活動も行っています。

障がいのある人やその家族が運営している各種団体の活動は、地域社会における共生の実現を進めるうえでさまざまな役割を担っています。三木町では三木町身体障害者協会、高松聴覚障害者協会、香川県断酒会等の当事者活動に対する支援を行っています。今後もこれらの団体を含めた各種団体活動が活発に行われるよう、団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する仕組みが必要です。高松圏域自立支援協議会とも連携し、意思決定支援についての研究・啓発を行ったり、三木町成年後見センターの機能を活かして、香川県社会福祉協議会等の関係機関との連携体制を構築し、成年後見制度等を広く周知し、利用を支援することなどにより、より身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制を充実させます。

施 策	施策説明
広報・啓発活動の推進	住民一人ひとりへノーマライゼーションの理念の普及を図るため、広報等により、障がいに関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
個別の障がい理解研修等の実施	保育所等で、障がい特性（精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、盲ろう者、重症心身障がい児、難病など）の分かりやすい解説を行う等により、保育所等の職員・保護者等に対して障がい児（者）等に対する理解を深めます。18歳以上の障がい者が集団生活を営む場での事業実施が必要であれば、その実施について検討します。
障がい者団体、家族会等への支援	障がい者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障がいのある人の自立を促進します。
虐待の防止及び早期発見の推進	関係機関との連携のもと、児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。
広聴活動の充実	障がいのある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。相談支援体制を充実していく中で、広聴活動の充実を図ります。
権利擁護体制の充実	三木町成年後見センターの機能等を活用し、成年後見制度等の普及啓発及び利用支援を行います。また、意思決定支援について研究・啓発を行います。

施 策	施策説明
苦情解決体制の充実	福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、福祉事業者が福祉サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促し、苦情解決体制の充実を図ります。

(2) 相互理解と交流の促進

誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」をめざすには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある人のことを理解し、行動していくことが不可欠です。そこで、イベントに障がい者団体にも参加してもらい、アンケートを障がい者自ら、配布回収して、交流を図っています。また、防災センターのカフェやサンサン館みきのサンカフェの接客、パンの販売等の運営を障がい者就労施設が行うなど、町民との交流の場に参画することで、障がい者理解の促進につながっています。その他、香川県断酒会に委託して、アルコール依存症やそれに伴う精神障がい等に関して地域住民の理解を促進するためのセミナーを開催しています。

今後も引き続き、地域住民の障がい者に対する理解を促進し、お互いを認め合い、共生する社会の実現を目指した取り組みや働きかけを行っていきます。また、施設を限られた人が利用する場としてではなく、広く社会に開かれた、地域の貴重な資源の一つとなるよう、地域に浸透させていく活動を支援します。

施 策	施策説明
障がい者交流事業等（参加型啓発事業）の充実	子どもから高齢者、障がいのある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験やセミナー等を通してお互いの理解を深めることを目的とした機会や場の提供を推進します。
交流及び共同学習の推進	障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むとともに各教科のねらいの達成を目的とする交流及び共同学習を推進します。
地域施設交流事業の促進	施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。
職員に対する研修の実施	職員研修等において、障がい者福祉に関する内容を取り上げ、職員が障がい者福祉について理解を深めるよう努めます。

（３）相互援助活動の促進

福祉の向上は、福祉制度の充実だけではなく、ボランティアやＮＰＯ活動をはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。香川県の地域福祉に関するアンケート結果では、地域における多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくためには、住民参加による福祉活動を推進することが必要であるという考えが、７割を占めています。

本町では、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成や活動支援、ボランティア関連情報の提供や活動紹介に努めます。社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、町内会等と連携し、障がいのある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成や地域支援ネットワークの構築に努めます。また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及啓発と確保を行うとともに、必要な人への紹介を行ってきました。今後は、就労定着支援、自立生活支援を推進します。民間福祉団体の活動の場として、公民館等の地域施設の有効活用に努め、学校行事への住民の参加を呼びかけ、交流を深めます。

これらの地域におけるさまざまな取り組みの成果から、障がいのある人に対する理解は徐々に進んではいますが、ノーマライゼーションの浸透状況は決して十分とはいえません。

今後も社会福祉協議会や各種団体との連携を深め、さまざまな機会と手段を利用して、障がいのある人や障がいについての認識や理解をより一層深め、全ての人が共に支え合い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、福祉ボランティアの育成や組織化等の支援に取り組む環境整備が求められています。また、社会福祉協議会などとの連携のもと、ボランティアの育成や活動しやすい環境の整備に取り組んでいく必要があります。

施 策	施策説明
地域福祉エリアミーティング開催の支援	身近な地域において、地域住民、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間企業などの関係機関が一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等が行えるよう支援します。
地域福祉サポートシステムの構築	地域で抱える課題のうち、地域の住民や組織だけでは解決困難な事案について、町と社会福祉協議会が地域と協力して改善を図れるよう、地域、町、社会福祉協議会を結ぶ仕組みを構築します。
コミュニティーソーシャルワーカーの育成	生活課題を抱えた障がいのある人などを支えるためのシステムは、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人材が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。
ボランティア活動普及推進事業の充実	障がいのある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。
ボランティアセンターの充実	ボランティアセンターにおける、ボランティア活動を支援します。

2 地域での生活を支援する体制づくり

(1) 情報提供・相談体制の充実

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利の一つであり、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切な方法で伝えることが大切です。

そのため、障がいによって情報の収集や利用などに大きな支障のある人に対しては、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り充実させていく必要があります。また、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。本町ではヘルプマーク活動を推進し、合わせてヘルプカードを作成し、住民に配布しています。今後も障がい者（手助けが必要な人）の「困った」「助けてほしい」と手助けができる人の「どう支援したらいいかわからない」をつなぐなど、障がいの状況に配慮したさまざまな情報提供方法を検討し、充実させていきます。また、近年の核家族化、高齢化などによって孤立し、より多様化・複雑化した生活課題を抱えた方がいる現状があります。福祉介護課をはじめとした福祉関係所管課や相談支援専門員等の地域の医療・福祉関係機関の他に、社会福祉協議会、民生・児童委員、隣保館などの既存の相談窓口や、地域包括支援センターやケアマネジャーなどが、分野を超えて有機的に連携していくことが重要です。

施 策	施策説明
広報活動の充実	広報誌等を通じて、障がいのある人へ配慮した広報活動に努めるとともに、ホームページを積極的に活用していきます。また、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知に力を入れていきます。
行政情報サービスの充実 及び情報のアクセシビリティの推進	行政情報の円滑な提供を図るため、相談支援専門員等と密な連携体制を保持し、サービス提供の充実を図ります。また、職員研修などにより障がい特性に応じた配慮の方法について学び、実践するとともに、インターネットや、その他の機器の活用なども含めた情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）を推進します。
包括的な相談体制の整備	福祉介護課、こども課、住民健康課、地域包括支援センター及び人権推進課等の福祉及び権利擁護関係課と連携し、包括的な相談体制を構築します。
相談支援体制の強化・充実	障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング等の総合的な支援を図るとともに、さまざまなニーズに対応できるよう相談支援専門員の資質の向上に努めます。また、地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実・強化に努めます。
相談機能の充実	地域の相談窓口として、社会福祉協議会、民生・児童委員、隣保館、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等による相談体制の充実を図ります。また、さまざまな分野の相談窓口との連携強化を行います。

(2) 保健・医療サービスの充実

障がいを予防し、早期発見、早期治療及び療育によって障がいを軽減し、障がいのある人のもてる可能性をできる限り伸ばすことが重要です。

そこで、障がいを予防し、早期発見するために、健康相談（生活習慣予防など）を行い、保健師・栄養士に個別相談できる体制や、精神障がいを早期発見し、重症化を防ぐため、地域の精神科医に年4回無料相談できる体制をとっています。

また、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、特定健診・がん検診などの受診率を高めることで、生活習慣病などの疾病対策も行います。

今後は、障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化も予想される中で、全ての人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりの推進を図るとともに、保健サービスを一層充実させていきます。

さらに、障がいのある人が地域の中で、安心して生活を送るためには、適切な医療サービスを受けることが必要であることから、今後とも、保健・医療・福祉の連携により、障がいのある人が受診しやすい環境を整備していきます。

施 策	施策説明
乳幼児相談の充実	育児不安の解消及び母親同士の情報交換の場の提供により、乳幼児の健全な育成を図ります。
乳幼児健康診査の充実	3か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対して健康診査によって、早期発見・早期支援の提供を行い、乳幼児の健全な育成を図ります。
自立支援医療制度の推進 (更生・育成・精神通院)	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。
小児慢性特定疾患医療給付の推進	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため必要な医療の給付を行っていきます。
重度心身障がい者（児）医療費支給制度の推進	重度心身障がい者（児）の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行っていきます。
障がい者診療体制の整備促進	障がいのある人に身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健・医療・福祉のネットワークづくりに努めます。また、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。精神科医による診療相談を実施します。

（３）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営み安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、障がい特性及び生活実態に応じた障がい福祉サービスの適切な利用促進と、福祉の人材不足への対応をはじめとしたサービスの基盤整備が必要です。アンケート結果からも、必要とされているサービスの把握と、利用者の立場に立ったサービスの充実と利用の拡大を図っていくことが課題として挙げられています。

共生社会の実現目指して、障がいのある方の地域での多様な暮らしを支えていくための障害福祉サービス等の提供体制を確保していく必要があり、地域生活移行の推進や緊急時も含めた相談支援体制の強化、重度心身障がい児・者への支援の確保等、他の近隣自治体や地域との関係機関と連携した取り組みが重要です。また、必要な支援を支援が必要な方が確実に受けることが出来るように、支援対象者の掘り起こし（アウトリーチ）や制度の周知を計画的に行っていきます。合わせて管轄の保健所とも連携し、難病患者等への制度の啓発も行っていきます。

障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築目指して、児童発達支援センターの機能強化や活用を行い、地域の保育所、幼稚園、学校や病院など関係機関との連携体制等を構築していきます。

施 策	施策説明
障害者手帳取得の促進	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について制度の周知を図り、手帳取得を促進します。特に高次脳機能障がい、発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象となることについて周知を図ります。
各種手当等の充実	障がいのある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を注視しながら、各種手当等の充実を図ります。
障害福祉サービス等の利用の推進及び質の向上	制度の周知や支援対象者の掘り起こし（アウトリーチ）を行い、支援の必要な方がサービスを受けることができるよう積極的な取組を行います。また、サービス提供事業所の確保や質の向上を図っていきます。
日常生活用具費支給事業の充実	重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に係る費用の支給を充実します。
補装具費の支給	身体障がい者の機能障がいを補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。
重度心身障害児・者に対する支援体制の確保	重度心身障がい児・者を支援する障害福祉サービス事業所等の確保に努めます。

施 策	施策説明
相談支援体制の充実・強化	高松圏域地域自立支援協議会とも連携しながら相談支援専門員の質の向上等に取り組めます。また、基幹相談支援センターの整備について検討していきます。
地域移行支援・地域定着支援の利用促進	病院や施設に入院・入所している障がい者の地域生活への移行を推進するために地域移行支援・地域定着支援の積極的な活用を推進し、利用者の増を図っていきます。また、高松圏域地域自立支援協議会や東部障害保健福祉圏域の各関係機関とも連携し、制度の周知や地域の支援体制の確保に努めます。
共同生活援助（グループホーム）の充実と自立生活援助の活用	障がい者の地域生活移行の推進や、親なき後を踏まえた支援提供体制の確保を目的に、今後も共同生活援助（グループホーム）利用者数の増加を図っていきます。また、グループホームに入居する障がい者が一人暮らしを希望する場合に適切に支援が行える体制整備と、自立生活援助の活用を推進していきます。
地域生活支援拠点の機能強化	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域生活支援拠点のさらなる機能強化を図っていきます。また、地域課題の掘り起こしなど、高松圏域地域自立支援協議会や近隣自治体が設置したの地域生活支援拠点とも連携していきます。
難病患者等への支援	難病患者等が障害福祉サービス等の支援を適切に受けられるように、制度の周知・啓発に取り組んでいきます。
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの機能強化や活用を行い、地域の関係機関との連携体制を構築します。また、保育所等訪問支援の利用を推進します。また医療ケア児への支援体制を構築を図ります。

3 社会活動への支援

(1) 雇用・就労機会の拡大

地域社会で生活し、生きがいを持って人生を送るためには、仕事に就くことが大きな意味を持ちます。令和5年度から令和8年度までに障害者雇用率が、2.7%まで段階的に引き上げられるなど、さらなる障がい者の雇用の拡大が図られています。

しかし、障がいのある人の就労については、雇用の場が限られていること、障がい理解に基づく適切な支援体制が十分ではないことなどにより、雇用されても定着ができないなどの課題があります。

今後は、企業の経営者や従業員をはじめ、障がい者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図るとともに、ジョブコーチや各種施策の活用により職場への定着を積極的に進めていきます。また、就労移行支援や就労継続支援等の福祉施設からの一般就労への移行も課題であり、令和6年度から施行する改正障害者総合支援法における新しいサービスである「就労選択支援」の活用等も検討していくことが必要です。

その他にも福祉施設の整備と仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の更なる拡大なども検討し、町内における職場の確保を積極的に進めていく必要があり、障害者優先調達推進法の活用により、公的な業務に関する物品を優先的に障害者就労支援施設等に発注し、仕事をつくることも推進します。

施 策	施策説明
公共職業安定所等との連携の推進	障がいのある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所等との連携を推進します。
多様な就労の場の確保	一般就労が困難な障がいのある人の働く場を確保するため、香川県社会就労センター協議会と連携し、就労継続支援B型事業所での取組等の把握をし、また、新たな取組等の提案を行い、多様な就労の場の創出、確保を促進します。
職員への障がいのある人の雇用推進	職域を拡大し、今後も障がいのある人の職員としての雇用を推進し、法定雇用率を満たします。
障害者就業・生活支援センターの活用	障がいのある人の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の拠点として、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。
職場定着の促進	就労継続者との電話連絡や就労先訪問等により就労後の支援を行います。また、障害者職業センター等との連携を図り、ジョブコーチや各種施策等の活用により障がい者の職場定着を促進します。
福祉施設からの一般就労への移行	「就労定着支援」の利用及び新しいサービス「就労選択支援」の活用を検討し、福祉施設からの一般就労への移行を推進します。

（２）文化・スポーツの振興

各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質を向上させるうえで重要です。また、こうした社会活動は、障がいのある人となない人との相互理解、更に連帯感を強めていくことにもつながります。「2020年東京オリンピック・パラリンピック」においても障がい者スポーツや文化芸術活動は幅広く注目されることとなりました。

現在、本町では身体障害者協会などの障がい者団体が主となりスポーツ大会を開催するなど、障がいのある人の文化・スポーツ活動を支援しています。また、障がい者スポーツを通じた障がい者と児童等との交流や体験の場についても推進していきます。

文化芸術活動を推進することによる障がい者理解促進を目指して、「獅子たちの里 三木まんで願。」での音楽活動の場や、障がい者が作成した手芸品の展示等、一般イベントに積極的に参加することにより、芸術・文化活動の拡大を図ります。

また香川県では2019年より「香川県障害福祉芸術祭～キラリ☆と光る芸術祭～」を開催しています。本町でも巡回展を開催し、香川県とも連携した障がい者の文化芸術の推進に取り組んでいきます。

施 策	施策説明
障がい者スポーツ大会の開催	身体障害者協会の活動を補助することにより、スポーツ大会の実施や参加の促進を図り、体力、気力の維持・増進並びに残存機能の向上を図り、障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。
香川県障害者スポーツ大会への参加	町内の障がいのある人に積極的に参加を呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。
文化活動の成果発表の場の拡大	障がい者団体や施設利用者などの文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。また、「香川県障害福祉芸術祭」とも連携した取り組みを行っていきます。
スポーツ交流の促進	障がい者スポーツを通じた障がい者と児童等との交流や体験の機会について支援していきます。

（３）外出や移動の支援

障がいのある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。

現在、本町では、外出の支援について移動支援事業を実施しており、福祉タクシー券の交付などにより、行動範囲の拡大を図るための支援を推進しています。

今後も、障がいのある人が気軽に外出できるよう、利用者の声をもとに、現在利用が増加している同行援護を含めた外出や移動支援の充実に努めます。また、町内を移動するための情報提供にも努めます。

施 策	施策説明
移動支援事業の充実	移動支援事業の活用を積極的に行い、障がいのある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を充実します。また、希望する外出の目的等を精査し、ニーズに沿ったサービス提供ができるよう努めます。
生活サポート事業の充実	日中一時支援や短期入所等の利用を積極的に活用し、障がい児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。
行動援護、同行援護の充実	外出時支援として、同行援護等の支援を積極的に活用し、自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障がい者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。
福祉タクシー等移動手段の充実	重度障がい者等に対し、福祉タクシー助成券（@500 円×30 枚/年）を配布し、障がいのある人の移動手段のために、福祉タクシーの充実を図ります。
自動車免許取得費、改造費の助成	当該助成事業を実施し、自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実を図ります。

4 障がい児の健やかな育成のための支援の充実

(1) 早期療育の充実

早期療育は、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障がいの軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。

そのため、できる限り早い時期から子どもの特性に応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期については、障がい等が確定していない発達に気になる段階から、児童発達支援センターや医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな配慮や環境整備を継続的に行っていきけるような体制づくりを進めます。

また、アンケート結果からは、保護者の不安軽減のためにも関係機関の連携強化とともに、相談しやすい体制づくりが課題として挙げられています。

今後は、保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、更に教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実が課題です。

施 策	施策説明
保育所、幼稚園等への訪問支援の充実	障がいに関し専門的な知識を有する者を保育所等へ派遣し、研修等を実施するとともに、障がい児の通う保育所、幼稚園などに専門支援スタッフが訪問し、必要な支援を行います。
保育所等の充実	障がいに関し専門的な知識を有する者を保育所等へ派遣し、研修等を実施するとともに、障がいのある子どもが保育所等に通所できるよう、加配保育士の配置等必要な支援環境の整備に努めます。
保育士等研修の充実	保育士等の資質の向上を図るために、町内の保育所等の職員を対象に、障がい児支援に関する研修会等を実施します。
相談・支援体制の充実	障がいのある子どもの保護者に対する面接、電話、家庭訪問等による相談の充実を図ります。また、他機関との相談支援体制の連携・強化を図りながら、乳幼児健康診査後の相談・支援の充実に努めます。
就学相談の充実	利用者支援員を配置し、幼児や児童、生徒の障がいの早期発見に努め、就学相談の前に情報伝達が行われるようになり、就学支援委員会の適正な判断のもとに、就学相談を一層充実します。各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実を図ります。また、統合保育対象児の保護者と保育園の連絡を密にし、集団保育を行う中で就学相談を行っていきます。

（２）学校教育の充実

子ども・子育て支援法の基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」とあるように、全ての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。

すべての子どもが適切な教育を受け、共に成長していけるように行政、相談支援事業所と学校等が密接に連絡調整を行い、連携を強化していきます。そして、学校訪問や校長会への参加など、情報提供、啓発活動を行ったり、障がい児それぞれの特性に合った関わりができるような環境づくりにつなげていきます。

特別な支援を必要とする子どもに対しては、教育課程編成と教育内容や方法の改善を図るとともに、担当教員の専門性や指導力の向上を図る研修等の充実や望ましい教育環境の整備、保護者に対する相談の充実が必要です。また、障害者権利条約においても誰をも排除しないインクルーシブな教育が求められています。

医療的なケアを必要とする児童の幼稚園や学校等における支援についても、高松圏域地域自立支援協議会、医療的ケア児等コーディネーターや香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」とも連携しながら体制整備とネットワークの構築を行っていきます。

今後は、誰もが共に学び合う環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて研究、検討し、全ての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育を充実していくことが課題です。

近年では、放課後や夏休みなどの児童生徒の居場所づくりも課題となっています。また、地域全体で子育て家庭を支えていくという認識が高まっている中で、障がいのある児童・生徒においてはより一層の理解と支援を必要としていることが少なくありません。学校教育にとどまらず、広く子どもの教育において、地域全体の関心と理解を高めていく必要があります。

施 策	施策説明
特別支援学級の指導の充実	知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、個別の支援計画を作成し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。
設備の充実と教育機器の導入	知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級、弱視特別支援学級、通級指導教室には、障がいの種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。
教育相談体制の充実	面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、教育・福祉・医療等の関係機関との連携を行い、総合的な相談体制の充実に努めます。
在学中の就学相談の充実	教育上特別な支援を必要とする障がいのある子どもに対し、系統的に適正な就学相談の充実に努めます。

施 策	施策説明
特別支援教育研修の充実	小・中学校の教職員や指導員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実に努めます。また、保育所等訪問支援等を活用し、オンザジョブトレーニングも行っています。
通級による指導の充実	通常の学級に在籍する難聴・言語障がい等や発達障がい・情緒障がいの児童生徒を対象に、通級による指導を通し、個別の指導を行うことに努めます。
発達障がい児等への教育の充実	通常の学級に在籍する発達障がい等により個別的な支援を必要とする児童生徒に対して、自立支援サポーターを配置し、きめ細かな支援を行います。
放課後児童健全育成事業の充実	学童クラブ等において、スタッフの研修機会の確保や質の向上を図り障がい児に対する支援力を向上します。必要に応じて指導員の増員を行い、保育の充実に努めます。
障がい児放課後対策事業の充実	心身障がい児の健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため、障がい児が放課後等に過ごす場の充実に努めます。
医療的ケア児等への支援	医療的ケア児等の学ぶ権利を保障するために、学校等に看護師を配置し、ケアを実施します。また、高松圏域地域自立支援協議会や香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」等の関係機関とのネットワークの構築に努めます。

（３）社会教育の充実

障がいのある人が、学校卒業後も、生涯を通して本人が関心を持っているさまざまな事柄について、学習できるような社会環境が求められています。そのため、障がいのある人への「全ての場所での合理的配慮」を徹底し、障がいのある人が学習しやすい環境の整備を推進します。

また、本町では公民館などの社会教育施設で講座や学級などを実施するほか、引き続き、図書館サービスや指導者の育成を実施していきます。

今後は、講座内容の充実や、開催条件などを工夫し、障がいのある人が参加しやすい学習環境を整備していくことが課題です。

施 策	施策説明
障がい者教育講座の充実	社会教育に携わる町職員を対象に、障がいのある人に対応できる事業を実施するにあたり、障がい者に対する合理的配慮を徹底するため、これに関することを中心に研修会を開催し、事業の充実に努めます。
社会教育に関する講座・学級の充実	社会教育講座・学級を充実し、在宅障がい者の社会参加を促進します。また、障がいのある人への理解を深めるため、住民の講座・学級への参加を通じて交流の促進を図ります。加えて、地域におけるノーマライゼーションを更に推進するため、ボランティアの養成を図ります。

5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

(1) 生活環境の整備

アンケート結果において、外出にあたっての不便として、「段差が多いなどまちづくりの配慮が足りていない」などが挙げられているように、障がいのある人が、自由に外出し、活動していくためには、段差の解消や点字ブロックの整備、歩道の整備等を行い、都市環境の中にあるさまざまな「物理的バリア（障壁）」を取り除き、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上させることが重要です。

今後は、社会のバリアフリー化を点から面へ広げ、考え方の一層の普及に努めるとともに、この考えに基づいたまちづくりを積極的に推進していくことが課題です。また、単に現状の改善だけにとどまらず、当事者の声を生かしていけるようアンケート調査などを含め、計画の段階から利用者の声を取り入れて、ユニバーサルデザイン化が進められるよう検討していくことが課題です。

施 策	施策説明
公共建築物等の整備	既存の公共施設については、障がいのある人が利用しやすいよう改善に努めます。また、新たに公共施設を建築するときや、学校、病院、ホテル、物販店、飲食店その他不特定多数の人が利用する建築物の建設の際もバリアフリー化を推進し、障がいのある人の住みよい環境づくりに努めます。
公園施設の整備	障がいのある人が安全で快適な公園の利用ができるよう、車いす使用者用トイレ、スロープ、点字ブロック等の設置に努めます。
歩道等の整備	障がいのある人が安全に通行や移動ができるよう、関係法令等に基づき、段差解消や点字ブロック、歩道等の整備充実を図ります。
ユニバーサルデザインの推進	全ての人が安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた基本方針の策定に向けて検討します。
住宅改造費助成の充実	居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の利用促進に努めます。

（２）防犯・防災対策の確立

平成 23 年に起きた「東日本大震災」は自然の驚異と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。また、近年の異常気象から災害に対するリスクが増大しています。特に障がいのある人は、アンケート結果からも、災害に対して、ひとりでは避難できないことや、情報入手、避難所での投棄、必要な設備環境などへの不安が考えられ、障がいの種別や程度に応じた適切な支援体制を準備する必要があります。

今後は、いざというときに迅速な対応が行えるよう、災害時のマニュアルづくりや体制づくりを更に検討していくことが課題です。

特に、安否確認や避難の手助けのためには、障がいのある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織と連携することが、安全と安心の確保のための重要な要素となります。そのため、当事者のプライバシーに配慮したうえで、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取組みを、日頃から積み重ねておくことが必要です。また、障がい者自身が、災害時にどのように避難するかを事前に検討しておくことも重要で、支援関係機関や、地域の自主防災組織とも連携した取組みを今後検討していきます。

さらに、避難後の専門的な対応のためには、福祉避難所（福祉用具が使える等の福祉援助が受けられる）を社会福祉法人と連携しながら、今後、拡大していく方向で検討していき、町内施設や近隣医療機関等との協定により、できる限り十分な体制を確保していきます。また、障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。安心して地域で生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化も課題です。

施 策	施策説明
防災意識の啓発	防災広報、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、三木町ハザードマップを作成し、ハザードマップとともに避難に関する情報等を掲載した冊子を配布し防災意識の啓発を図ります。
防災計画の推進	障がいのある人に配慮した災害時の適切な支援ができるよう地域防災計画の推進を図ります。
自主防災組織の育成指導	住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障がいのある人の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。自主防災組織の組織率の向上を図ります。
緊急通報システムの推進	一人暮らしの重度身体障がい者の緊急時における安全を確保するため、緊急通報システム装置の有効活用を図ります。
施設における防災体制づくりの推進	施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。
交通安全の呼びかけ	不慮の事故による障がい発生を防止するため、交通安全委員会を中心に呼びかけを行い、交通事故防止に関する啓発を推進します。

施 策	施策説明
地域における防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。
犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、不審者情報などを行政メールなどで情報提供するなど、効果的な情報提供に努めます。
消費生活トラブルに関する相談の充実	生活情報センターにおいて、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害を防ぎます。また、福祉相談窓口と生活情報センターの連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。
避難行動要支援者支援制度の推進	災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者や障がいのある人（避難行動要支援者）の情報を地域の支援者等（自治会、民生委員児童委員）に提供し、避難行動要支援者が必要な支援を受けられる体制を推進します。今後、避難行動要支援者名簿の作成・整備を行い、町で手助けが必要な人を把握し、速やかな防災対策が行えるようにしていきます。
個別の避難計画の作成	障がいのある方が災害時等にどのように避難するかを事前に検討しておくことが出来るように、他の関係機関や地域住民と連携した取り組みを行います。
防災情報メール配信サービスの充実	聴覚障がい者や防災行政無線を聞き取りにくい方のために、より確実に災害情報を提供できるようにするため、メール配信サービスを充実します。

第 5 章 障がい福祉サービス等の見込量

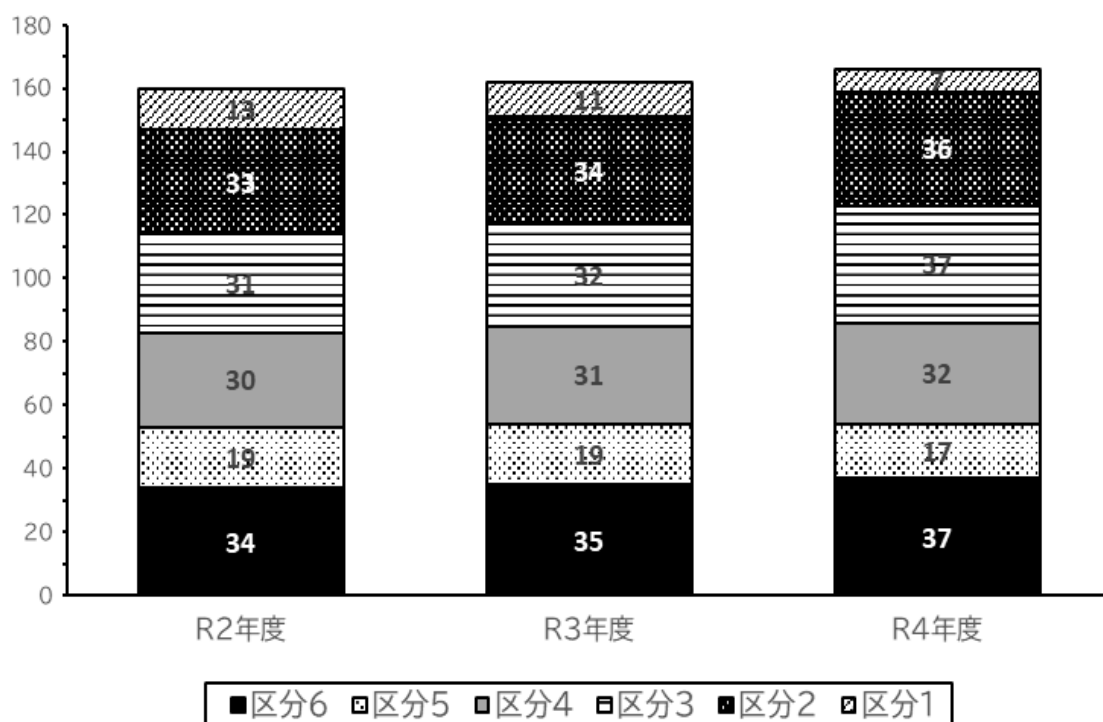
1 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービス利用者数の推移

障がい福祉サービス利用者数は、令和2年度以降、年度により増減はあるものの、おおむね横ばいの160人前後で推移し、令和4年度末現在は166人となっています。

障害支援区分別にみると、令和4年度末現在「区分6」と「区分3」が37人と最も多く、次いで「区分2」が36人となっています。

図表 障害支援区分別サービス利用者数の推移



(単位：人)

項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度
障害支援区分	区分 6	34	35	37
	区分 5	19	19	17
	区分 4	30	31	32
	区分 3	31	32	37
	区分 2	33	34	36
	区分 1	13	11	7
合計		160	162	166

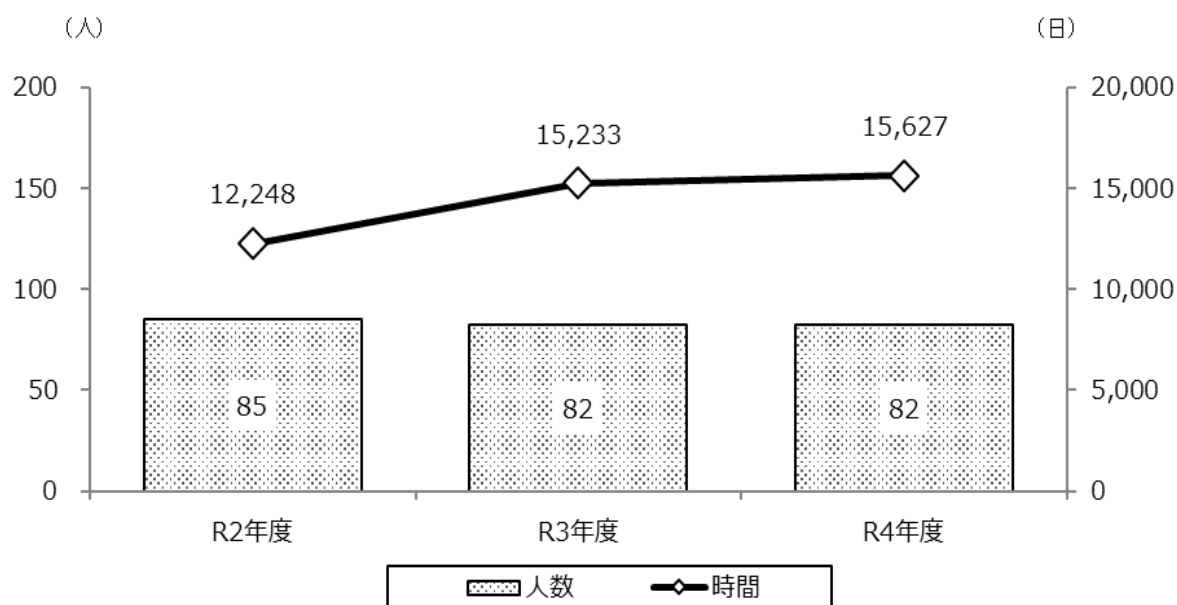
資料：町福祉介護課（各年度末現在）

(2) 利用人数・利用量の推移

①訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、居宅介護においては令和2年度以降、利用時間が増加しています。

図表 訪問系サービスの利用人数・利用時間の推移



項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度
居宅介護	人数	70	68	68
	時間	10,850	13,471	13,907
重度訪問介護	人数	1	1	1
	時間	13	182	205.5
同行援護	人数	14	13	13
	時間	1,385	1,580	1,513.5
行動援護	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
重度包括	人数	0	0	0
	時間	0	0	0

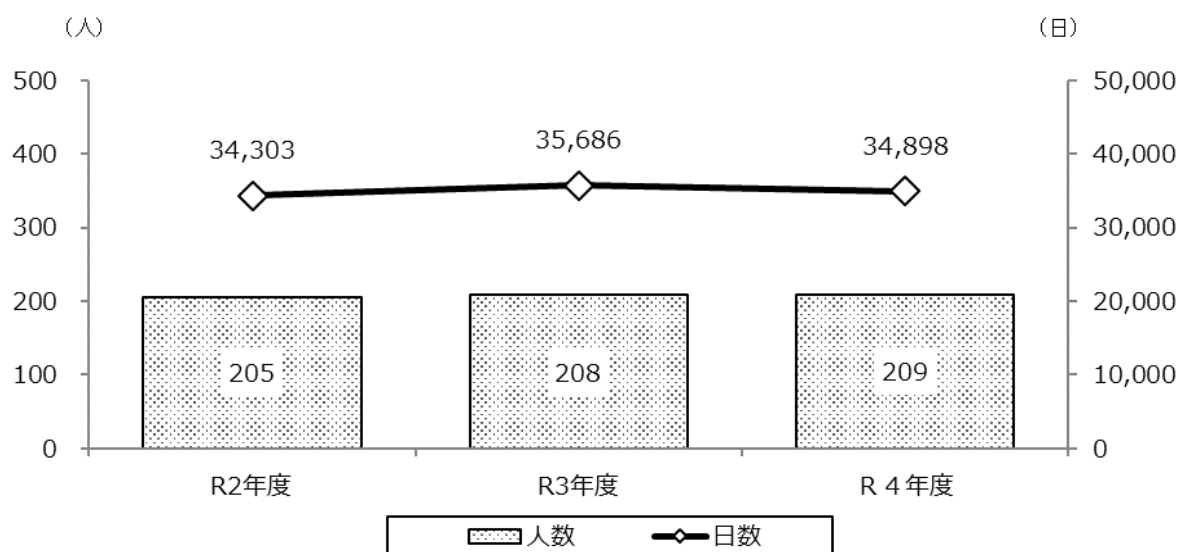
資料：町福祉介護課（各年度の3月現在）

②日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〈機能訓練、生活訓練〉、就労移行支援、就労継続支援〈A型・B型〉、療養介護、短期入所、就労定着支援）では、利用人数は微増傾向となっており、令和4年度では209人となっています。利用人数はほぼ横ばいです。

サービス別にみると、特に「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」が大きく増加しています。

図表 日中活動系サービスの利用人数・利用人数の推移



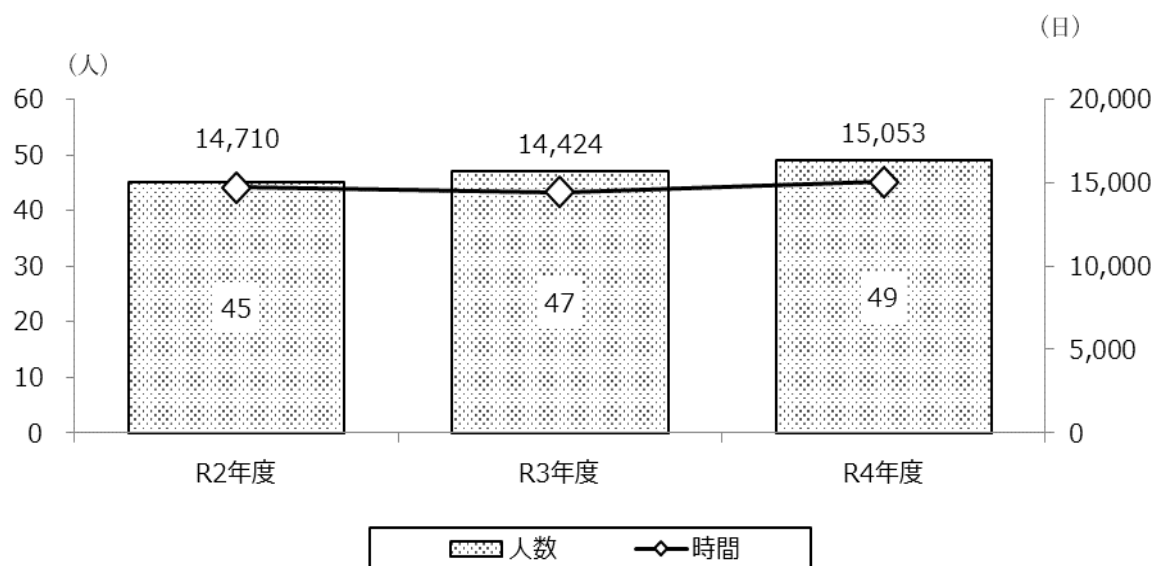
項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度
生活介護	人数	66	66	64
	人日分	12,612	14,113	13,940
機能訓練 (自立訓練)	人数	2	2	3
	人日分	209	168	386
生活訓練 (自立訓練)	人数	3	1	1
	人日分	243	42	79
就労移行支援	人数	11	10	4
	人日分	1,446	991	464
就労継続支援A型	人数	12	14	14
	人日分	2,561	3,027	2,865
就労継続支援B型	人数	74	76	76
	人日分	14,412	14,236	14,172
療養介護	人数	10	6	7
	人日分	2,091	2,099	1,758
短期入所 (福祉型、医療型)	人数	26	31	36
	人日分	726	998	1,207
就労定着支援	人数	1	2	4
	人日分	3	12	27

資料：町福祉介護課（各年度の3月現在）

③居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）の利用者数及び利用日数は、共同生活援助は増加傾向、施設入所支援は横ばい傾向になっています。

図表 居住系サービスの利用人数の推移

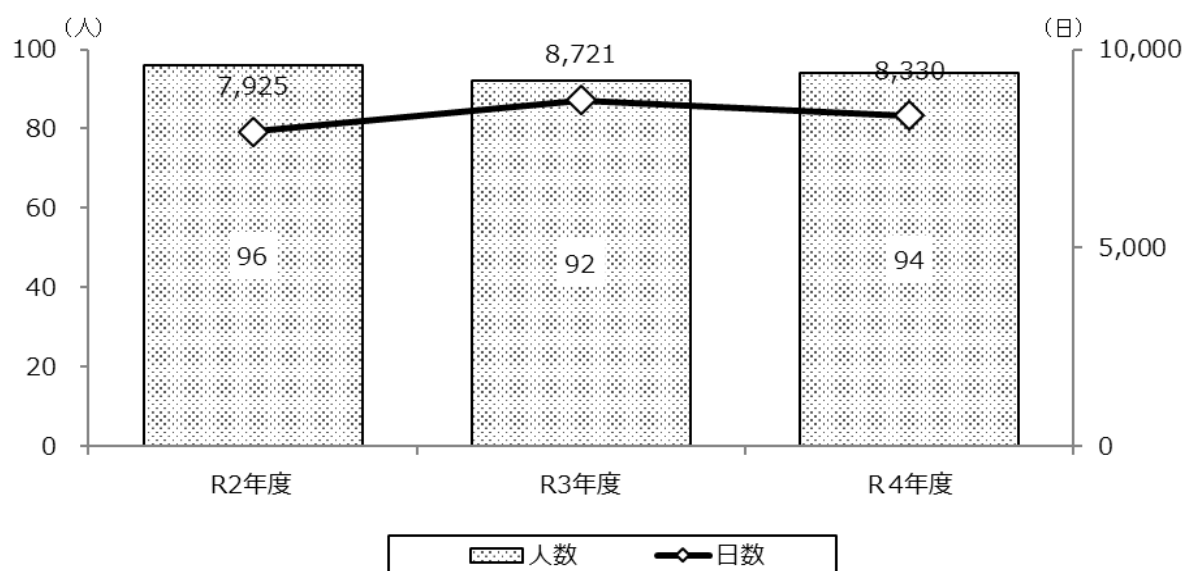


項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度
共同生活援助	人数	18	21	22
	日数	6,051	6,058	6,771
施設入所支援	人数	27	26	27
	日数	8,659	8,366	8,282

資料：町福祉介護課（各年度の3月現在）

④障害児通所支援

障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）の利用者数は、増加傾向となっています。利用日数については緩やかに増加傾向であると言えます。



項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童発達支援	人数	17	19	23
	日数	1,077	1,372	1,482
医療型児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	64	61	62
	日数	6,775	7,256	6,803
保育所等訪問支援	人数	15	12	9
	日数	73	93	45
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0

2 地域生活支援事業等の利用状況

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、(NPO) 香川県社会就労センター協議会などに委託しており、令和4年度末現在で3か所で実施しています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	3	3	3

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

②相談支援事業

相談支援事業では、障害者相談支援事業を12か所で実施しています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
障害者相談支援事業	実施か所	12	12	12

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成28年度より三木町が直営で行っています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	0	0

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

④意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、手話通訳者派遣事業を公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託しており、令和4年度現在で63人の登録者がいます。

また、要約筆記者派遣事業は平成29年度からは(NPO) 香川県要約筆記サークルゆうあいに委託しており、令和4年度現在で69人の登録者がいます。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳者登録者数	58	61	63
	派遣件数（年間）	17	21	32
	延べ回数（年間）	17	21	32

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
要約筆記者派遣事業	要約筆記者登録者数	69	69	69
	派遣件数（年間）	0	0	0
	延べ回数（年間）	0	0	0

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付等の利用実績は、以下のとおりとなっており、「排せつ管理支援用具」の利用が増加しています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
介護訓練支援用具	件	6	3	2
自立生活支援用具	件	19	6	3
在宅療養等支援用具	件	4	1	2
情報・意思疎通支援用具	件	3	7	5
排せつ管理支援用具	件	846	859	798
住宅改修費	件	0	0	0

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑥手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託しており、令和5年現在で160回の実施実績があります。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	116	160	160

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑦移動支援事業

移動支援事業は、令和 4 年度現在で 26 か所で実施しており、54 人、4,057 時間の利用がありました。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
移動支援事業	実施か所	17	25	26
	実人数	53	60	54
	延べ時間（年間）	3,283	3,928	4,057

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑧地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、令和 4 年度現在で町内にⅠ型が4か所、Ⅱ型が5か所設置されています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
Ⅰ 型	実施か所	4	4	4
Ⅱ 型	実施か所	5	5	5

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

(2) 任意事業

①福祉ホームの運営

令和 4 年度現在で、1 か所福祉ホームが運営されており、3 人の利用者がいます。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
福祉ホームの運営	設置か所	1	1	1
	実人数	3	3	3

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

②訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、令和 4 年度現在 1 か所で実施されており、1 人、34 回の利用実績がありました。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
訪問入浴サービス事業	実施か所	1	1	1
	実人数	1	1	1
	延べ回数（年間）	40	39	34

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

③日中一時支援事業

日中一時支援事業は、令和 4 年度現在で 12 人の利用がありました。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
日中一時支援事業	利用人日（年間）	275	297	390
	利用人数	14	10	12

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

④地域移行のための安心生活支援

地域生活支援拠点等の面的な整備として平成 30 年度より社会福祉法人朝日園に委託しています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地域生活支援拠点等整備	実施状況	1	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑤巡回支援専門員整備

※巡回相談事業は令和５年度より子ども家庭庁が所管する事業に変更になっています。

巡回支援専門員整備は、令和５年度現在で一般社団法人木田地区医師会に委託しています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
巡回支援専門員整備	実施状況	1	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑥児童発達支援センターの機能強化

※児童発達支援センター機能強化事業は令和５年度より子ども家庭庁が所管する事業に変更になっています。

三木町では児童発達支援センター機能強化事業を令和３年度より（医）讃陽堂松原病院
児童発達支援センターKusu の木に委託して実施しています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童発達支援センターの機能強化	実施状況	1	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

(2) 地域生活促進事業

①医療的ケア児等コーディネーターの配置

※医療的ケア児総合支援事業は令和 5 年度より子ども家庭庁が所管する事業に変更になっています。

医療的ケア児等コーディネーターを令和 2 年度から窓口配置しています

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	実施状況	1	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

②成年後見制度普及啓発事業

三木町では令和 3 年度から三木町成年後見センターを設置し、成年後見制度普及啓発事業を三木町社会福祉協議会に委託して実施しています。弁護士・司法書士・社会福祉士による無料相談会の開催などを行っています。

事業名	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度
成年後見制度普及啓発事業	実施状況	0	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

③雇用施策との連携による重度障害者就労支援特別事業

重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

事業名	単位	R2 年度 (実績)	R2 年度	R3 年度	R4 年度
重度障害者就労支援特別事業	実施状況	0	0	0	0

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

3 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案した見込量としています。

【計画期間の見込量】

種類	区分	R4年度 (実績)	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
居宅介護	利用者数	68	71	74	77
	利用時間	13,907	14,185	14,468.8	14,758.2
重度訪問介護	利用者数	1	2	2	3
	利用時間	205.5	308.2	311	466.5
同行援護	利用者数	13	13	14	15
	利用時間	1,513.5	1,543.7	1,574.5	1,605.9
行動援護	利用者数	0	1	1	1
	利用時間	0	100	100	100
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	1	1
	利用時間	0	0	1,000	1,000

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【計画期間の見込量】

種 類	区 分	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
生活介護	利用者数	64	65	66	67
	利用日数	13,940	14,218	14,502	14,792
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	3	3	3	3
	利用日数	386	390	390	390
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1	2	2	2
	利用日数	79	160	160	160
就労移行支援	利用者数	4	6	9	9
	利用日数	464	69	103	100
就労継続支援（A型）	利用者数	14	14	15	15
	利用日数	2,865	3,000	3,300	3,500
就労継続支援（B型）	利用者数	76	79	82	86
	利用日数	14,172	14,880	1,562	1,640
就労定着支援	利用者数	4	5	5	5
	利用日数	27	30	30	30
就労選択支援	利用者数	0	0	1	1
療養介護	利用者数	7	7	7	7
	利用日数	1,758	1,800	1,800	1,800
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	36	36	37	38
	利用日数	1,207	1,231	1,255	1,280

(3) 居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立生活援助	利用者数	0	0	1	1
共同生活援助	利用者数	22	22	23	24
施設入所支援	利用者数	27	27	25	25

(4) 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談等必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
計画相談支援	利用者数	201	205	209	213
地域移行支援	利用者数	0	0	1	1
地域定着支援	利用者数	1	1	1	1

(5) 障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
児童発達支援	利用児童数	23	27	29	31
	利用日数	1,482	1,778	1,955	2,150
放課後等デイサービス	利用児童数	62	65	68	71
	利用日数	6,803	7,143	7,500	8,250
保育所等訪問支援	利用児童数	9	9	9	9
	利用日数	45	40	40	40
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	0	0	0	1
障害児相談支援	利用児童数	83	91	95	99

4 地域生活支援事業等の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施見込件数	3	3	3	3

②相談支援事業

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組み等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者や精神障がい者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画期間の見込量】

種類	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害者相談支援事業	実施見込か所数	12	12	12	12
基幹相談支援センター等強化事業	実施見込か所数	0	0	0	1
住宅入居等支援事業	実施見込件数	0	0	0	1

③成年後見制度利用支援事業

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
成年後見制度利用支援事業	見込件数	1	1	1	1

④意思疎通支援事業

事業項目	事業内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別及びグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別及びグループに対し、要約筆記者の派遣を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話通訳者派遣事業	見込登録者数	63	63	63	63
	見込派遣件数	32	30	30	30
要約筆記者派遣事業	見込登録者数	59	59	59	59
	見込派遣件数	5	5	5	5

⑤日常生活用具給付等事業

重度障がい児・者に対し、日常生活用具の給付・貸与を行うことにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護・訓練支援用具	見込件数	2	2	2	2
自立生活支援用具	見込件数	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	見込件数	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	見込件数	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	見込件数	798	800	802	804
住宅改修費	見込件数	0	1	1	1

⑥手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者見込数	1	3	3	3

⑦移動支援事業

障がい者の日常生活、社会生活に必要な屋外での移動に対して、障がい者1人に対して支援者1人の個別支援、又は障がい者複数人に対する支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
移動支援事業	実施見込か所	26	26	26	26
	見込利用人数	54	56	58	60
	見込延べ時間(年間)	4,057	4,178	4,303	4,432

⑧地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
I 型	実施見込か所	4	4	4	4
II 型	実施見込か所	5	5	5	5
III 型	実施見込か所	0	0	0	0

(2) 任意事業

①福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室などの設備が利用できるようにするとともに、障がい者の地域生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
福祉ホームの運営	見込設置か所	1	1	1	1
	見込利用人数	3	3	3	3

②訪問入浴サービス事業

家族の介護のみでは入浴が困難な重度の身体障がい者への福祉の増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
訪問入浴サービス事業	見込実施か所	1	1	1	1
	見込利用人数	1	1	1	1
	見込延べ回数	34	40	40	40

③日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するために行う日常的な訓練などを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
日中一時支援事業	見込利用入日(年間)	390	400	400	400
	見込利用人数	12	15	15	15

④地域移行のための安心生活支援

地域生活支援拠点等の面的な整備として平成 30 年度より社会福祉法人朝日園に委託しています。

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域生活支援拠点等整備	実施見込	1	1	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

（３）地域生活支援促進事業

①成年後見制度普及啓発事業

三木町では令和 3 年度から三木町成年後見センターを設置し、成年後見制度普及啓発事業を三木町社会福祉協議会に委託して実施しています。弁護士・司法書士・社会福祉士による無料相談会の開催などを行っています。

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
成年後見制度普及啓発事業	実施見込	1	1	1	1

②雇用施策との連携による重度障害者就労支援特別事業

重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
雇用施策との連携による重度障害者就労支援特別事業	実施見込	0	1	1	1

（４）地域障害児支援体制強化事業

①巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
巡回支援専門員整備	実施見込	1	1	1	1

②児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障がい児支援の質の向上や、保育所等への巡回支援を実施し、“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害障がい等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を図ります。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
児童発達支援センターの機能強化	実施見込	1	1	1	1

（５）医療的ケア児等総合支援事業

①医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族に対して相談支援体制を整備しています。

事業名	単位	R4 年度 (実績)	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	実施見込	1	1	1	1

第 6 章 成果目標

1 2026(令和8)年度末の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることをめざし、2026(令和8)年度末における成果目標を定めます。

■国が示す基本的な考え方

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減

■目標設定

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の 入所者数(A)	27人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】 2026(令和8)年度末の 地域生活移行者数(B)	2人	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数
	7.4%	移行割合(B/A)
【目標値】 削減見込(C)	2人	施設入所者の削減見込み数
	7.4%	削減割合(C/A)

（２）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制を構築する。

2026(令和 8)年度末における協議の場の開催回数 (圏域内において)	年 1 回以上
---	---------

（３）地域生活支援の充実

■国が示す基本的な考え方

- 令和 8 年度までの間に地域生活支援拠点を整備し、その機能の充実のためコーディネーターや担当職員の配置
- 支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討を年 1 回以上実施。
- 強度行動障害を有する障がい者への支援体制の整備。

■目標設定

2018(平成 30)年度から地域生活支援拠点を設置しており、障がい者が地域で安心して生活を営むに資するよう、地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討を行います。

強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

(箇所数等)

2026(令和 8)年度末における地域生活支援拠点等の確保数	1 箇所
2026(令和 8)年度末における年 1 回以上の運用状況の検証、検討	年 1 回以上
2026(令和 8)年度末における強度行動障害に対応した地域の関係機関の支援体制の整備についての検討	年 1 回以上(圏域にて実施)

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、2026(令和 8)年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○福祉施設から一般就労への移行について、2021(令和 3)年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上

うち就労移行支援事業 1.31 倍以上、就労 A 型 1.29 倍以上、就労 B 型 1.23 倍以上

○就労定着支援事業の利用者 1.41 倍以上

○就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所を全体の 2 割 5 分以上

■目標設定

項 目	数 値	考 え 方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者（A）	4 人	2021(令和 3)年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【目標値】 福祉施設から一般就労への移行者（B）	6 人	2026(令和 8)年度中の福祉施設から一般就労への移行者数
【目標値】 （B）のうち就労移行支援事業所から一般就労への移行者（C）	3 人	2026(令和 8)年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
【目標値】 （B）のうち就労継続支援 A 型から一般就労への移行者（D）	2 人	2026(令和 8)年度中の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数
【目標値】 （B）のうち就労継続支援 B 型からの一般就労への移行者（E）	1 人	2026(令和 8)年度中の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	3 人	2026(令和 8)年度末時点の就労定着支援の利用者数
【目標値】 就労定着率が高い就労定着支援事業所数	2 割 5 分以上	就労定着支援事業所利用者の就労定着率が 7 割以上の事業所数

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の支援について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するために必要な目標設定を行います。

■国が示す基本的な考え方

○2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。また児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

○難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保する。

○2026(令和8)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保すること

○2026(令和8)年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 2026(令和8)年度末における児童発達支援センターの設置数	1事業所以上	市町村
【目標値】 2026(令和8)年度末における難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	1以上	都道府県・指定都市
【目標値】 2026(令和8)年度末における保育所等訪問支援事業の利用できる体制	1事業所以上	市町村
【目標値】 2026(令和8)年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	1事業所以上	市町村・圏域
【目標値】 2026(令和8)年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1以上	都道府県、圏域、市町村ごと
【目標値】 2026(令和8)年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1以上	都道府県、圏域、市町村ごと

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国が示す基本的な考え方

○2026(令和8)年度末までに、市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関との連携体制による地域づくりの役割を担う、基幹相談支援センターを設置。

○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 2026(令和8)年度末における基幹相談支援センターの設置数	1事業所以上	市町村・圏域・複数市町村
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	年1回以上	市町村・圏域・複数市町村
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	年1件以上	市町村・圏域・複数市町村
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組み回数	年1回以上	市町村・圏域・複数市町村
【目標値】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証	年1回以上	市町村・圏域・複数市町村

三木町
三木町障がい者プラン

令和 6 年 3 月 発行

発行者 三木町

編 集 三木町 福祉介護課 福祉長寿係

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

電話：087-891-3304 （内線:1224）